

第 8 2 回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第 1 1 号 株式会社グリーンエコーの解散報告の件
- 第 9 7 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成 2 9 年度神河町一般会計補正予算（第 6 号））
- 第 9 8 号議案 神河町副町長の選任の件
- 第 9 9 号議案 神河町監査委員の選任の件
- 第 1 0 0 号議案 神河町教育委員会教育長の任命の件
- 第 1 0 1 号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 第 1 0 2 号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第 1 0 3 号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第 1 0 4 号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第 1 0 5 号議案 神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
- 第 1 0 6 号議案 神河町工場立地法地域準則条例制定の件
- 第 1 0 7 号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 8 号議案 神河町情報公開条例及び神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 0 9 号議案 神河町印鑑条例及び神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 1 0 号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 1 1 号議案 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 1 2 号議案 神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 1 1 3 号議案 中播農業共済事務組合理約の一部変更について
- 第 1 1 4 号議案 平成 2 9 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 1 1 5 号議案 平成 2 9 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 1 6 号議案 平成 2 9 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 7 号議案 平成 2 9 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 8 号議案 平成 2 9 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 9 号議案 平成 2 9 年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 0 号議案 平成 2 9 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 1 号議案 平成 2 9 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 2 2 号議案 平成 2 9 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 1 2 3 号議案 平成 2 9 年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 2 4 号議案 平成 2 9 年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

- 第 1 2 5 号議案 平成 2 9 年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 1 2 6 号議案 平成 2 9 年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 1 2 7 号議案 平成 2 9 年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 1 2 8 号議案 平成 2 9 年度神河町水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 1 2 9 号議案 平成 2 9 年度神河町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
第 1 3 0 号議案 平成 2 9 年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第 3 号）

○議会提出議案

- 発議第 4 号 「道路整備の推進」と「道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の
継続」に関する意見書
発議第 5 号 「2025 日本万国博覧会」の大阪・関西誘致に対する決議

神河町告示第147号

第82回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年11月28日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 平成29年12月 8 日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和

藤 原 日 順

山 下 皓 司

宮 永 肇

藤 原 資 広

藤 森 正 晴

小 寺 俊 輔

松 山 陽 子

三 谷 克 巳

小 林 和 男

廣 納 良 幸

安 部 重 助

○応招しなかった議員

な し

平成29年 第82回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成29年12月8日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成29年12月8日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 第97号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成29年度神河町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第5 第98号議案 神河町副町長の選任の件
- 日程第6 第99号議案 神河町監査委員の選任の件
- 日程第7 第100号議案 神河町教育委員会教育長の任命の件
- 日程第8 第101号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第9 第102号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
第103号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
第104号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 日程第10 第105号議案 神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
- 日程第11 第106号議案 神河町工場立地法地域準則条例制定の件
- 日程第12 第107号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第108号議案 神河町情報公開条例及び神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第109号議案 神河町印鑑条例及び神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第15 第110号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第111号議案 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第17 第112号議案 神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第113号議案 中播農業共済事務組規約の一部変更について
- 日程第19 第114号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第20 第115号議案 平成29年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第21 第 116号議案 平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 第 117号議案 平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 第 118号議案 平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 第 119号議案 平成29年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 第 120号議案 平成29年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 第 121号議案 平成29年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 第97号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成29年度神河町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 5 第98号議案 神河町副町長の選任の件
- 日程第 6 第99号議案 神河町監査委員の選任の件
- 日程第 7 第 100号議案 神河町教育委員会教育長の任命の件
- 日程第 8 第 101号議案 神河町教育委員会委員の任命の件
- 日程第 9 第 102号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
第 103号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
第 104号議案 神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 日程第10 第 105号議案 神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件
- 日程第11 第 106号議案 神河町工場立地法地域準則条例制定の件
- 日程第12 第 107号議案 神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第 108号議案 神河町情報公開条例及び神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第 109号議案 神河町印鑑条例及び神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件
- 追加日程第 1 第 109号議案の撤回の件
- 日程第15 第 110号議案 神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第16 第 111号議案 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

- 日程第17 第 112号議案 神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第18 第 113号議案 中播農業共済事務組合理約の一部変更について
- 日程第19 第 114号議案 平成29年度神河町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第20 第 115号議案 平成29年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 第 116号議案 平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 第 117号議案 平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 第 118号議案 平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 第 119号議案 平成29年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 第 120号議案 平成29年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 第 121号議案 平成29年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第27 神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件

出席議員（12名）

| | |
|---------|----------|
| 1番 藤原裕和 | 7番 小寺俊輔 |
| 2番 藤原日順 | 8番 松山陽子 |
| 3番 山下皓司 | 9番 三谷克巳 |
| 4番 宮永肇 | 10番 小林和男 |
| 5番 藤原資広 | 11番 廣納良幸 |
| 6番 藤森正晴 | 12番 安部重助 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂田英之 主事 山名雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟 地域振興課参事兼農林業特命参事

副町長 細岡重義 多田 守

教育長 澤田博行 ひと・まち・みらい課長

町参事 野邊忠司 藤原登志幸

| | | | |
|---------------------|-------|-------------|-------|
| 町参事 | 前田 義人 | 建設課長 | 真弓 俊英 |
| 総務課長 | 日和 哲朗 | 地籍課長 | 児島 則行 |
| 総務課参事兼財政特命参事 | | 上下水道課長 | 中島 康之 |
| | 児島 修二 | 健康福祉課長 | 大中 昌幸 |
| 情報センター所長 | 藤原 秀洋 | 会計管理者兼会計課長 | |
| 税務課長 | 和田 正治 | | 山本 哲也 |
| 住民生活課長 | 高木 浩 | 病院事務長 | 藤原 秀明 |
| 住民生活課参事兼防災特命参事 | | 病院総務課長兼施設課長 | |
| | 田中 晋平 | | 藤原 広行 |
| 地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事 | | 教育課長 | 松田 隆幸 |
| | 石堂 浩一 | | |
| 地域振興課参事兼観光振興特命参事 | | | |
| | 山下 和久 | | |

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

ことしもはや師走に入り、日ごとに寒さも厳しさを増してまいりました。

本日ここに第82回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては定刻までに御参集を賜り、開会できますことは、町政のため、御同慶にたえません。

11月19日投開票で、神河町長選挙が執行され、山名宗悟現町長が3選を果たされました。改めてお祝いを申し上げます。選挙中、町民皆様に訴えられました数々の約束の達成に向け、全力で取り組んでいただきますことを切に願うところであります。

さて、政府が約200年ぶりとなる天皇陛下の退位に向け議論を重ねた結果、退位日を2019年4月30日と決め、皇太子様が翌5月1日に即位、改元する運びで、政府は本日にも閣議でこの退位日を定める政令を正式決定する予定であります。昭和を受け継いだ平成も31年までで幕を閉じます。次はどのような元号になるのか、そのときを待ちたいと思います。

10月24日、25日には、長谷地区、越知谷地区において議会報告会並びに意見交換会を開催いたしましたところ、多くの方に参加していただき、地域に密着した活発な御意見を賜りました。今後の議会活動に生かすとともに、議会だよりも掲載し、報告をさせていただきます。

さて、今次定例会には、後ほど議会運営委員長より詳しく説明がありますが、専決、人事案件、条例の制定及び一部改正、各会計補正予算等25件が提案されます。また、選挙管理委員会委員等の選挙も行います。町政にとって大変重要な案件ばかりでありま

す。議員各位には格別の御精励を賜りまして、適正妥当な結論が得られ、結果として町民の負託に応えられるよう望みまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

それでは、私のほうからも第82回神河町議会定例会開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

師走に入りまして、何かと気ぜわしい毎日となってまいりました。議員の皆様にはそれぞれ御健勝にて御活躍されておりますことをお喜び申し上げます。

さて、ことしも全国各地で集中豪雨、台風通過による自然災害が多発いたしました。7月には積乱雲が次々と発生する線状降水帯によりまして、九州北部に数時間にわたって局地的な豪雨をもたらしました。続いて、関東、東北地方においても同じく猛烈な雨により各地で甚大な被害が発生したわけであります。市川町では、8月、時間100ミリを超える豪雨で山腹崩壊初め多くの被害が発生をいたしました。神河町では、10月の風台風21号による強風で、兵庫県指定の文化財、吉富区春日神社の拝殿が全壊、また、中村区町指定文化財の埋田神社が一部損壊するなど、町内各地で多くの建物被害が発生をいたしました。毎年のように自然の猛威が日本列島を襲う状況であり、自助・共助・公助の視点でゲリラ豪雨、またことしのような風台風など、自然災害に対する備えのさらなる強化を改めて感じる1年となりました。

そのような中、11月25日には兵庫県と共同で進めてまいりました中播磨初となります道の駅「銀の馬車道・神河」がオープンいたしました。既存の道の駅とは一味違った新しいタイプの道の駅でありまして、連日のにぎわいの中、既に1万5,000人を超える入り込みの状況でございまして、さらに農産物、特産品の販売強化を進め、日本遺産「銀の馬車道 鉱石の道」の魅力アップとあわせて、地域の皆様とともに新しい交流の場を広げてまいります。

12月に入りましてからは、あす9日には寺前駅前でも冬の蛍イルミネーション点灯式が開催されます。そしていよいよ16日にはスキー場、峰山高原リゾート・ホワイトピークがオープンいたします。現在、人工降雪機によるゲレンデ造成に入っている状況でございまして、神河町の地域創生推進強化の起爆剤になることはもちろんのこと、この波及効果を広げていく所存でございまして、最新の設備を有したスノーパークに、町民の皆様初め、お越しいただいた方々が満足いただける施設として、自信を持って提供してまいります。

なお、12月13日に竣工式典、そしてその終了後、14時から16時の間におきまして、町民の皆様への一般公開も予定をしておりますので、お知らせをしておきます。

本日は、第82回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜りまして議会が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。

今定例会におきましては、専決処分1件、人事案件7件、条例改正8件、事務組合規約の変更1件、平成29年度各会計補正予算8件の計25件を提案させていただきます。慎重審議により御承認、可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、議会開会に際しまして、このたび神河町長就任に当たりまして、一言私の所信を述べさせていただきます。

11月19日に執行されました神河町長選挙におきましては、神河町内外問わず多くの皆様方の絶大な御支援を賜り、3選を果たすことができましたこと、心から御礼を申し上げます。

「交流から定住へ」「住むならやっぱり神河町」をキャッチフレーズに、公約でありました何といたっても安全・安心のまちづくり、子育て・雇用・人口対策、公立神崎総合病院を核とした健康福祉のまちづくり、そして財政の健全化を重点に町政運営を国、県、関係機関の強力な御支援を得て進めてまいりました。防災行政無線整備と運用開始、神崎エリアの光ケーブル化事業により、超高速インターネット環境はことしから2年かけての整備となっております。給食費の公費一部負担、中学生以下医療費無料化を初めとした子育て支援策や若者世帯向け町営住宅の建設、住宅新築、増改築、そしてリフォームなど住宅取得補助と賃貸住宅への家賃補助など、実効性のある施策とともに、子どもの夢実現事業等により、一時は50人を下回る出生数を2年連続で70人超えに改善、今年度は70人を下回っている状況となっており、さらに対策を強化しなければなりません。

国の地方創生人材支援制度により、農林水産省出身の国職員を町参事として2年間迎え入れ、地域創生総合戦略実行促進の核である地域製品の生産から加工、消費に向けた6次産業化の取り組みとともに、山林、農業の再生、地域循環型経済の仕組みづくりに向けた実践がスタートしているところでございます。

道の駅「銀の馬車道・神河」は11月25日、峰山高原は12月16日にオープンをいたします。国道沿線の銀の馬車道エリアの核となる公立神崎総合病院の北館改築は平成31年9月のリニューアルオープン、旧粟賀小学校跡地周辺のまちづくり計画をPFI可能性調査からのまちづくり計画を進めているところでございます。

越知川名水エリアにつきましては、県道岩屋生野線道路改良の継続と、私の就任以来の念願でありました町道作畑・新田線整備工事を今年度から着工、また、名水活用のにぎわいづくりに多くの住民の皆様がかかわっていただいています。

高原エリアはJR播但線を利用した観光振興への連携、観光施設連携への取り組みを展開してまいります。

そして平成31年度からの第2次神河町長期総合計画では、現在の地域創生総合戦略の着実な実行を進めつつ、住み続けられる条件づくりの実行の輪をさらに広げていくためにも、これからの20年後、さらには50年後の神河町の青写真が求められているわけでございます。

3期目就任に当たり、政策課題としましては、引き続き今進めています地域創生5年計画に基づく事業のさらなる推進強化と平成31年度からの第2次神河町長期総合計画策定を町民の皆様と一緒に完成させることにあります。そして「交流から定住」「住むならやっぱり神河町」をキャッチフレーズに、行ってみたい、何かを始めたい、大自然の魅力、元気いっぱいの神河町づくりに全力を投じてまいります。

基本政策としましては、1つに、安心して暮らせるまちづくり、2つに、みんなが活躍できるまちづくり、3つに、未来に希望が持てるまちづくり、この3つを大きくは柱にして各種政策を進めてまいります。

1つ目の安心して暮らせるまちづくりにつきましては、医療の拠点、公立神崎総合病院の医師の確保、そして北館建てかえに伴う医療の充実であります。地域のきずなで子育て、そして高齢者の見守りなどの安心づくり、また、多発する豪雨、土石流対策の強化をさらに推進してまいります。安全を最優先した有事の際の迅速な対応、これについて、ケーブルテレビ、防災行政無線を活用し情報提供に努めてまいります。道路、河川、橋梁などライフラインの点検、整備、老朽空き家対策で地域の不安解消を推進してまいります。自助・共助・公助でみずからの命を守る体制の整備も推進してまいります。

2つ目のみんなが活躍できるまちづくりでございます。一人一人を尊重し、認め合う人づくりにあります。学校教育、生涯学習事業の推進をさらに強めてまいります。公立神崎総合病院を核に、社会福祉協議会、周辺の自治体、民間事業者と連携した医療、介護、福祉の充実と地域おこし協力隊による健康増進事業の強化に努めてまいります。日本遺産銀の馬車道、福本遺跡を初めとした歴史文化遺産を生かしたまちづくり、芸術、文化、スポーツの充実による健康で文化的な生活環境整備、地域みんなで子育て環境づくり、具体的には、乳幼児医療、これを高校生までさらに拡大をしてまいります。また、病児・病後児保育事業を創設、集落懇談会でもたくさん御意見をいただきました子育て世代の中での児童公園の整備、あるいはPFI事業での栗賀小学校跡地利用の中での図書館の整備について検討を進めてまいります。

3つ目の未来に希望が持てるまちづくりでございます。豊かな自然を生かした仕事の創造、そして交流から定住への取り組み強化、安心して結婚、出産、子育てができる環境づくり、生活や暮らしの移動手手段の確保にコミュニティバス事業等の拡充、地域協議会を設置をして集落事業をさらに推進してまいります。「お買い物は町内で」を合い言葉に地域内で消費を循環する仕組みづくり、そして福崎、市川、神河町での新しいクリーンセンターの建設の具体化であります。

その他の重要事業といたしましては、これまで同様に神河町内3つのエリアを活用したまちづくりを進めていきます。高原エリアにつきましては、峰山高原リゾート、砥峰高原を核として長谷駅利用促進、JR播但線の連携強化による新たな交流の場の創出、上小田-宍粟市-宮間坂の辻トンネルの具体化、銀の馬車道エリアにおきましては、日本遺産登録の「銀の馬車道 鉾石の道」と道の駅「銀の馬車道・神河」とあわせて、歴

史文化遺産、中村・粟賀町歴史的景観形成地域を最大限活用したにぎわいづくり。越知川名水エリアでは、県道岩屋生野線、町道作畑・新田線、さらに朝来市と連携した林道黒川・新田線の整備促進、名水をキーワードににぎわいの創出。

以上を申し上げまして、私の3期目に向けての所信とさせていただきますが、繰り返し、山林、農業の再生はもとより、神河町の地域の魅力に磨きをかけ、情報発信に努め、高齢者福祉の継続、そして何といても教育、子育て支援をさらに強化してまいります。若者定住政策を中心に、住宅、教育環境、希望を持って結婚、出産、子育てできる施策の強化継続こそが20年、30年後の神河町の創造につながり、あわせてそれらの政策の延長線上に高齢者に優しいまちづくり確立になることを確信しています。「人権尊重のまち」「ハートがふれあう住民自治のまち」、そして「住むならやっぱり神河町」と言えるまちづくりに向けて、初心を忘れず、これまで以上に研さんを積み、全身全霊、力いっぱい取り組んでまいり決意であります。神河町のまちづくりに引き続きの御支援、御協力を心よりお願いを申し上げます。

午前9時18分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第82回神河町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

2番、藤原日順議員、3番、山下皓司議員、以上2名を指名いたします。

○議長（安部 重助君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について報告を受けます。

山下皓司議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（山下 皓司君） おはようございます。それでは、平成29年12月定例会議会運営委員会の報告をいたします。議会運営委員会の委員長の山下でございます。

去る12月5日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事日程について協議し、決定した事項を報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から12月26日までの19日間と決しております。

町長から提出されます議案は、専決処分1件、人事案件7件、条例の制定及び一部改正8件、一部事務組合格約の一部変更1件、補正予算8件、計25件が提出されており

ます。

なお、追加提出議案として、最終日に補正予算9件が提出される予定となっております。

議会からの提出議案等は、意見書と決議の2件で、最終日に提出する予定にしております。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、第97号議案については承認、第98号議案から104号議案については同意、105号議案から第113号議案については表決をお願いすることにしております。第114号議案の一般会計補正予算は、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることにしております。第115号議案から第121号議案の各特別会計、企業会計補正予算については、最終日採決としております。神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙は第1日目に、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙は26日の最終日に行うこととしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締め切りを11月30日の午前3時とし、本会議第2日目の20日と第3日目の21日に行います。

26日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いし、あわせて第115号議案から第121号議案、追加提案議案の表決をお願いします。また、発議第4号、発議第5号についても表決をお願いすることとしております。

なお、閉会中に陳情書1件を受理しております。議会運営基準第140条、第142条の規定により、その写しをお手元に配付しておりますので、御確認ください。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長をお願いしております。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（安部 重助君） 委員長、申しわけございません。一般質問の通告締め切り、午前3時言われましたが、午後3時に訂正してください。

○議会運営委員会委員長（山下 皓司君） 失礼をいたしました。一般質問の通告期限を午前3時と申し上げましたが、午後3時の誤りでございます。訂正いたします。

○議長（安部 重助君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月26日までの19日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から

ら12月26日までの19日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（安部 重助君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査及び定期監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。

なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、お願いします。

山下皓司総務文教常任副委員長。

○総務文教常任委員会副委員長（山下 皓司君） それでは、総務文教常任委員会の閉会中の活動報告をいたします。総務文教常任委員会副委員長の山下でございます。本席には宮永委員長が出席しておられるわけでございますが、当日、リハビリということで出席できませんでしたので、当日の、11月9日でございますが、委員会を進行いたしました私のほうから御報告を申し上げます。

閉会中の総務文教常任委員会の活動状況を報告いたします。

去る11月9日、委員会を開催し、宮永委員長が出席できなかったため、私、副委員長の山下が委員会の進行を務めました。委員会は、宮永委員長以外は全委員が出席、執行部におかれましては、関係管理職の出席をいただいております。午前9時から午後4時50分の間、所管事務調査を行いました。各課の事務事業の進捗状況、課管理運営目標、課重要事業目標の取り組み状況の説明を受けております。主な内容、また委員よりの質疑、意見について御報告をいたします。

まず、教育委員会関係でございます。教育課、地域交流センター、学校給食センター、公民館についてであります。

説明は、学校等施設の整備について、長谷地区区長会より、学校間の格差是正のため、長谷小学校の空調設備とトイレの整備の要望があり、内容検討し、越知谷小学校とあわせ予算要望していきたいということであります。

文化財の保護と活用について、27年度に歴史文化基本構想の策定、28年度は歴史文化保存活用計画の策定、本年度、福本遺跡の環境整備計画の策定や歴史文化を生かしたまちづくり事業に取り組んでおり、全国的にも先進的な取り組み事例として評価を受けているということございました。喫緊の課題として、福本遺跡の調査と整備、銀の馬車道の調査などを進め、地域とも連携して歴史文化遺産を生かしたまちづくりを進めたいということあります。発掘調査や歴史文化の活用をコーディネートできる専門職員の確保が必要ということありました。台風21号により倒壊した県指定文化財の吉富春日神社拝殿の修復のため、12月議会に町負担額を予算化したいということであり

ます。

前回の委員会で、社会体育施設等の公金の扱いについて、地方自治法、町財務規則に基づき、公金を扱う課長を出納員にし、必要に応じ現金取扱員を置いているということであり、現金取扱員が公金を扱い、調定し、資料等をつけ、課長に上げる。課長が決済し、会計管理者が受領する仕組みにしている。例外として、正規職員の配置のない施設は嘱託職員やシルバーが受領、その後、指定金融機関か正規職員が出向き集金する。この際に関係書類を確認しているということでございます。センター長谷は、毎日ファクスで連絡があり、その翌日に指定金融機関から会計管理者に入るようにしているということでもあります。この件につきましても、扱いは原則正規職員が行うということであり、やむを得ないという事情についての、そこに至る実態をしっかりと確認してほしいといったような意見が出ておりました。

全国大会に出た場合、庁舎に横断幕がかかる。この扱いについて、奨励的な面を含め、制度を検討するように前回申し出ていたがということに對しまして、なお引き続き内部で検討中であるということでございます。意見といたしまして、この件については、スポーツに限らず、文化面も含めたらどうかというようなことがございました。

長谷小学校の整備について、区長会から要望が出ているが、全ての児童・生徒に同じ環境で学ばせたいということである。各学校、幼稚園の施設整備状況をまとめてほしいというようなことにつきまして、次の委員会には提出したいということでもあります。このことにつきましては、やはり当委員会としても現地の把握ということで、そういった取り組みも必要であるというようなことも意見として出ております。

長谷小学校は、今後のあり方の方向性は出ているが、それまでに会合を定期的開催されて、随時情報を発信する取り組みが必要でないかということが意見として出ました。32年の4月に統合するかどうかについて、さらに検討することになっているが、それまでほっておくということではなく、話し合いを進めていくということでございます。

福本の寺院跡の現地を見せていただいたわけですが、その後の経過と今後どのように進めていくのかという質問がありました。福本堂屋敷については、福本遺跡でつくられたであろう瓦が使われた寺院跡ということで、発掘調査された先生の発表である。来年も引き続きあの周辺の発掘調査の実施とあわせ、福本遺跡の環境整備などを進める。寺院跡が見つかったことで、福本遺跡の国の文化財指定の可能性もある。また、銀の馬車道についても、池のほとりの場所を調査することで、国の文化財になる可能性もある。今後もしっかりと調査を進めたいということでございます。

寺院跡はかなり大きいということであった。調査等に経費、お金が伴う。しっかり予算確保して取り組まれたいということに對しまして、担当職員の充実も含め、しっかりと取り組んでいきたいということでございます。

福本遺跡は、旧石器時代から奈良時代までの複合遺跡で、すごい遺跡である。国指定には何が必要かという質問がありました。県の指導を得ながら進めているが、瓦が大きい

なポイントになるのかなと思う。そんな中で、寺院跡の発見は国指定に大きく近づいたと考えるということでございます。

福本遺跡の出土品をきっちり整理しておかないと、瓦だけではないと思う。管理の現状はどうかという質問がございました。福本遺跡分は神崎公民館で管理している。大きな土器は復元、瓦は復元しているものもある。展示はしていないが、見ようとすれば見れる状態にしている。小さなものはボックスに入れて保管しているということでございます。

補正予算の関係でありましたが、少し議論をいたしました。春日神社の修復、大きな金額である。地元負担はできるのかということに対しまして、地元は負担するという方向であり、復元について、地元の意向は強いということでもあります。この関係につきまして、いわゆる火災保険いうんですか、いわゆるそういった補償の保険の手だてはないかというような質問が出ております。この建物については、町有建物でないので、町の保険には加入していない。今後、検討していきたいということでありました。

復元方法について質問がありました。今あるものはできるだけ使用する方法で復元する。そのために経費が割高になるということでございます。

いじめ対応のマニュアルを改訂と学校への指導はという質問がありました。県要綱に基づきマニュアルを策定している。SNSの急速な発展で追いつかないのが実態である。しっかりやっていきたいという答弁でありました。

通学方法の見直しを検討すると前回の委員会でありましたが、その取り組みの現状はどうかということにつきまして、ひとり下校の扱い等、いろんな課題があるので、引き続き検討していきたいということでありました。

給食センターの異物混入が続いているが、危機管理をしっかりとされるよう意見が出ております。

給食で、アグリイノベーションの野菜利用の状況についての質問がありました。昨年ニンジンを使ったが、形の上での品質がよくなかったということでございます。本年も受け入れする考えである。ショウガについては使用量が量的に少ないので、これは利用できないだろうというようなことでございます。

次に、情報センターでございます。

超高速ブロードバンド基盤整備事業の進捗は22.5%。地区内説明会を大河内エリアで1月12日から16日の間で実施する。市場橋の共架ルート再検討の結果、これは大丈夫であると判断したということでございます。新料金については、平成30年3月1日から加入分担金を2万円、利用料は月額で1,800円を予定しているということでございます。公設民営の運営の検討、指定管理に向けての検討時期は、超高速ブロードバンド基盤整備事業の完了後であるということでございます。インターネット事業の高速化、32年4月から、それから台風による被災状況の報告を受けております。

質疑でございます。インターネットの接続が遅い。このまま32年4月まで待つのか

とか、4 K、8 Kの話もあるが、どうなっているのか等、質問が出ておりますが、これにつきましては、次に行われます各区での説明会で十分説明をしていただきたいというように思って、そのような方向で進めていただきたいというように考えております。

加入分担金が2万円の予定と聞かすが、現行の10万円との差が大きい。十分に検討されたいということに対しまして、機器設置の経費をもとに算出している。内部でも懸念ということを出していたが、十分検討したいということでもあります。

今使っている電話がなくなる。ケーブルテレビに入っている意味がないという声がある中、町からの情報提供などがあるのでケーブルテレビは必要と説得しているが、利用料についてはこれらを考えて設定する必要があるということに対しまして、今の意見も踏まえ、住民説明会で理解が得られるよう十分に説明をしていきたいということがございます。

電波をとめた家が5戸あると資料に出ているが、どんな手順をとったのかということに対しまして、納付期限後、約2週間程度の猶予をもって、いついつにとめますよと予告し、その後、再度訪問、それでも納付されない場合にとめたという形をとっているということでもあります。

新しく水位計の設置で水位が変わった場所があると思うがということに対しまして、更新後、変化の生じた場所もある。関係者で協議していきたいということでもございました。意見といたしまして、河川の河床状況変化や水位計設置位置など、関係課で十分調査してほしいというように要望をいたしております。

次に、税務課であります。

口座振替の推奨に伴う報奨制度は引き続き検討していきたいということでもあります。各税の収納率は、現年分はほぼ前年並み、滞納分は厳しいということでもあります。過疎地域指定に伴い、固定資産税の免除に関する条例を制定したいということでもございました。

質疑といたしまして、納税報奨金制度は継続して検討とあるがということに対しまして、コンビニ収納など新たなものも含め、引き続き協議するというところもございます。

国民健康保険が30年4月から県下全体で運営となるが、税についてはどうなるのかということにつきまして、基本的には税そのものは従来どおりであるということでもございました。

次に、会計課であります。

現金等の保管状況などの説明を受け、適切に管理されていることが確認できました。

質問といたしまして、他の自治体で最近の新聞で職員の不祥事が報じられているが、当町では起きないように指導されたいということがありました。答弁として、金銭の大小にかかわらず、注意を払って、役場全体で取り組むということでも対応するというところもございます。

次に、総務課であります。

行財政改革大綱の取り組み状況、長期財政計画、平成44年度までの財政シミュレーションについて、また、危機管理システム構築の取り組み状況等の報告を受けました。また、シイタケ栽培の資料も提出を受けております。ちょっと重複するのですが、この総務課の中でも春日神社の修復についての財源の裏づけというようなことに対しての意見交換的なことを行っております。

入札についてであります。ランダム方式の導入で失格者が増加している。運任せじゃないかなというようなこともある。また、不公正感が出ているというようなことも聞く。そういうようなことから、県と同じように公表したらどうかということが出ました。ランダム係数の公表は、業者間での温度差もある。建設業協会とも協議して、そのほうがよいということであれば公表したいということでありました。危機管理の取り組みについて進んでいない。また、いわゆるそれに基づく取り組みもどうかというような懸念の中で、しっかり対応するよという強い意見が出ております。

シイタケの計画があるが、これを町が事業主体となり取り組むようだが、これは純粋な収益施設、町がどこまでかかわるのか、同じような事例があるとどうするのか、十分整理しておく必要があるということでございます。答弁といたしましては、この12月の議会に本計画を提案するものではない。今、業者と協議している。財源として過疎債を充てるということでありました。このシイタケ栽培の取り組み、過疎債を充てるという計画につきましては、この9月の定例会で4年間に約33億円ということで諸事業を展開するということを議決したという状況下の中で、大きな計画変更である。いわゆる大きく財政計画が変更されるというようなものではないだろうかというようなことで、これは委員会の締めの中で私が申し上げたことでもありますけれども、やはり総務委員会にも十分説明しておくべきではないかなと、調査の中で委員からもそういった意見が出ております。やはり公平性が確保できるんだらうか、いわゆる法令がしっかりと守られた中での判断なんだらうかなというようなことを十分検討して進めていく必要がある事業でないかなというようなことで私のほうから発言をしておきました。

以上、総務文教常任委員会の閉会中の活動状況の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 次に、民生福祉常任委員会、お願いいたします。

小林和男民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小林 和男君） 失礼します。民生福祉常任委員長の小林です。ただいまより委員会の報告をいたします。

11月8日、民生福祉常任委員会を開催し、平成29年度主要事業の執行状況について説明を受け、調査を行いました。報告内容については、全て委員会資料が議員各位に配付されておりますので、詳細な報告は割愛させていただき、主な質疑の内容に絞って報告させていただきます。

まず、公立神崎総合病院事業については、8月末日執行状況です。外来患者数は前年

度対比1,515人の減、入院患者数は前年度対比1,168人減となっており、病院事業収益は13億1,978万1,353円で、前年度対比7,208万1,243円の減益となっています。あわせて訪問看護事業、介護療育事業の執行状況について報告を受けました。

次に、その他の報告として、1、新公立病院改革プランの取り組みの状況について、2、公立病院ネットワーク化に係る計画の取り組み状況について、3、許可病床数の変更について、以上が病院からの説明です。

次に、主な質疑応答の報告をします。

質問1として、町内の住民がかかりつけの病院から紹介状なしに来た人に対して、かかりつけ医に診てもらおうようにと言って診察を拒否したという質問です。

これに対する回答として、従前は開業医の先生のほうから病院が患者をとったというようなやりとりがありまして、その思いが医師にあったようで、そのような発言をしたということがある。院長から院内全部の医師にそのようなことがないように注意をしている。

次に、質問の2として、病院の経営を考える人は執行部だけでなく、現場で患者に接する医師、看護師、全ての人が病院の経営者的な考え方でなければという質問です。

これに対する回答として、週に1回、執行部会を開いて経営状況を院長、副院長、統括診療部長も含めて、また、医師全員が集まる会議の医局会におろして、ほかの職員には月に1回、所属長会議で、病院の経営者的な立場の考え方で行動実践に取り組む。

次に、質問の3として、病院の患者さんについては、そのときにかかわったお医者さんなり看護師さんなり、一人を見て判断されることも多いと思う。満足される方もいるし、ちょっとした言葉のやりとりで傷つけられたとか、この病院はというふうな言葉が大きく走り出すこともあるので、一生懸命対応しておられる先生なり看護師さんのモチベーションが下がってしまえば、ますますマイナスの方向に走ってしまう。今、改善していこうと思って頑張っているスタッフの方が多いと思うから、その気持ちを維持していくことを努力していくのと、それから、患者さんの苦情が出るのは多分特定の医師や看護師が見えてくると思うので、その方への対応と教育、そういったことに力を入れてはどうかという質問です。

これに対する回答として、特に医療職はモチベーションというのが大変重要な部分と思う。それでお褒めの言葉などはスマイルレポートというような形で院内全体にお知らせして、褒められた方、こういうようなことで褒められたというようなお知らせをして、モチベーションアップを図るようにしている。また、逆に苦情については、特定の看護師なり医師に偏っている。それで上司からの指導はしているが、改善がなかった場合は医師でも退職という場合もある。今月3回ほどに分けて接遇研修も予定しており、全体のレベルアップを図っていく。

次に、質問の4として、病院の職員で名札が裏返ってわからない場合があるという質問です。

これに対する回答として、裏表両面に名前を表示するよう改良する。

次に、質問の5として、4月から透析患者を送迎しているが、現在の状況はどうかという質問です。

これに対する回答として、透析の送迎は好評です。患者数も回復してきている。町内はもとより、北は生野町、南は市川町までの範囲で、日曜日以外の毎日、基本的には車で補助なく乗れる方が対象で、今のところは9名です。

以上が病院関係の報告です。

次に、健康福祉課についての報告に入ります。

1、課運営目標、2、重要事業目標、3、支庁舎窓口受付等の状況について、4、事業執行状況についての説明を受けております。5、閉会中の継続調査についての報告として、地域包括ケアシステムの構築推進状況についての報告を受けております。

次に、主な質疑応答の報告をします。

質問1として、医療と介護の連携部会というところが何をしているのかという質問です。

これに対する回答として、代表の方が町の施設で働いている方が委員で15名ほどの組織です。どのような体の状況になっても安心して在宅生活を継続していけるということが大きな柱になります。あるとき急病を発症され、入院をされて経過がよくなりましたら、在宅に帰ってこられるわけであります。けれども中には体の障害をお持ちのまま退院される方もあります。退院後、何らかの支援が必要な方もおられます。そういった方が路頭に迷うことがないように、入院から退院に向けてどのようなシステムがあれば在宅生活が継続できるかといった人とつなぎ合わせる必要があるかということも現在検討しております。在宅へ帰るための道しるべです。

継続質問1の2として、病院には地域連携室があり、退院後の指導もしてくれるし、医師会の中で在宅医療・介護連携支援センターをつくるという中で、医療と介護の連携部会の組織も似たようなことをするのかという質問です。

これに対する回答として、正式な名前は在宅医療・介護連携支援センターという。これは今やっている神崎病院のほうにも地域連携室というのがあります。けれども、今やっている事業とは、あくまでも神崎郡医師会との連携であり、この部署自身は各町の地域包括支援センターとの広報役といいますか、連携役になるのです。そして地域包括支援センターというのは各町に1カ所しかありません。いろんな困難事例があります。退院が間近になったけれども行く施設がない。使える医療がない。サービスがない。そういうときに相談をしてくれるのがこの連携支援センターになります。ですからこういう部署が1カ所必要なのです。

次に、質問の2として、アルソックスに委託している緊急通報システムと町が設置している低所得者の通報システムと両方があるが、例えば設置されている方が通報すればどのような対応になるのかということと、アルソックスのほうから通常安否確認等があ

るのか、実際緊急通報という名前がついておりながら、ひとり暮らしの人の安否確認とか状況を確認するためのシステムがそれぞれ2つの形態によってどのようになっているのかという質問です。

これに対する回答として、緊急通報システムは、4月からアルソックスに契約しました。緊急ボタンを押すとアルソックスの交換につながり、そちらは看護師が常駐しております。その方の状況とか内容を聞き取りして、すぐに救急車を派遣しなければならない場合はALSOOKから直接姫路市の消防に連絡して救急車の手配をする。同時に近隣の協力者の方にも見てくださいということで連絡が行くようになっています。月に1回、安否確認でアルソックスからお伺いのコールをして、元気ですか、健康状態はどうかと確認できる体制をとっております。また、相談というボタンを押して、本人さんの健康のことやいろんなことを相談したいことがありますと、そのボタンを押しますと、アルソックスの看護師につながって、健康相談等も受け付けてくれるので、独居で話し相手がない方についてもそういうことでコミュニケーションもとれると思っている。

それから、低所得者の福祉電話については、ケーブル電話が30年の3月で終わるので、NTT電話がない、もしくは携帯電話がないという方で非課税世帯については、福祉電話ということで町から電話をあっせんして、取りつけ工事費までは町が見ます。あと月々かかってくる基本料金、使用料については本人さんの負担ということで、民生委員さんを中心に啓発しており、現在電話がない方4名については電話をつけました。その中には緊急通報システムも同時につけたいという方がほとんどですので、何か役場のほうに急ぎ連絡するとき、病院とか救急の関係があればこのNTT電話で連絡できるものです。

次に、質問の3として、町内に福祉施設がたくさんあるが、最近、デイサービスの事業所が閉鎖された。それから、あやめ苑の生活支援ハウスの後の増床分に係る看護師が不足で運営できない。そういった現状について、町としてどんな手だてをされようとしているのかという質問です。

これに対する回答として、町内で人口減少とか景気のよいところで介護の仕事につく方が少ないということから、コミバスも利用できない、デマンドバスを出してほしいとか、いろんな課題が最近出てきていると思います。そういったことを課を超えて協議をしたく、一度打合会をする予定です。

次に、質問4として、あるお年寄りから相談があり、家の老朽化によってすごい雨漏りがして、おけで受けても家の中に物すごく水がたまってどうしようもない。年金生活であるから修理するお金がなかなか大変である。何か助ける制度はないかという質問です。

これに対する回答として、健康福祉課の高齢福祉の関係では、今のところそのようなお金はございません。ただ、社会福祉協議会では、はっきりはしないんですけども、生活福祉資金の一時借り入れとして、保証人が要るんですが、ただ、それについても1カ

月ぐらい県の審査があり、すぐには直せないかもしれない。協議体で各集落回っている中で、お年寄りの方が例えば電球1つかえるのも、高齢で女性の方がかえられないなら、地域の助け合いという形で、電球さえ買ってきてもらえばみんなの手で、手のあいた方が電球を交換するというような形と同じように、材料だけ工面していただければ助け合いのボランティア精神で何かできないか、今後検討課題としていきたい。

以上が健康福祉課の関係の報告です。

次に、住民生活課についてでございます。

1、広域行政（ごみ処理、し尿処理）の今後の方向について、2、子ども・子育て支援関連事業の取り組み状況について、3、防災、防犯対策の取り組みについて、4、町営住宅の管理運営について、5、国民健康保険の取り組みについて、6、カーボンマネジメント事業の進捗状況について、7、空き家等適正管理及び利活用の促進に関する条例について、以上の説明を受けております。

次に、主な質疑応答の報告をします。

質問の1として、今建設されようとしている可燃ごみ処理施設として40トンから45トン、1日程度という数字は、24時間連続稼働しようと思えば最低限これだけのゴミの量が必要であるということなのかという質問です。

これに対する回答として、40から45トンについては、福崎町を含めた3町のごみ量と人口推計等を勘案した上で、処理能力としてはこれだけ必要ということで、処理の稼働時間としては24時間を考えているが、実績の処理能力から積算したものです。

関連質問で、1の2として、大きな災害が他町で出た場合、受け入れに協力しようという場合があるが、そういう意味の最高はどれくらい見込んでいるのかという質問です。

これに対する回答として、40から45トンの積算につきましては、災害ごみ1日に2トン余りの内訳を含めて、実績は43トンのところを45トンの積算として、20から22.5トンの炉を2基つくるということです。

次に、質問の2として、台風21号で平均風力12メートルという、平均はわかるが、瞬間最大風速がわからない。そこで、風力計を設置してはどうかという質問です。

これに対する回答として、風力計の必要性はこちらも感じておりますので、今後検討していきたいということです。

次に、質問の3として、防災情報の河川水位情報という欄があるが、避難氾濫水位と氾濫注意水位の違いがあるのかという質問です。

これに対する回答として、水位の記載の表現には、一番低いレベルが準備態勢の水位です。その後、水防団の待機水位を設定しております。もう一つ上のレベルが氾濫注意水位です。さらにその上に避難判断（避難準備、高齢者等避難開始）水位を設けております。もう一つ上の段階に氾濫危険水位、これは避難勧告の目安となる水位です。最上位の水位が氾濫水位です。

次に、質問の4として、防災無線の外部スピーカー、集落によっては聞こえないとこ

ろがあるが、経費削減から我慢しなければならないということだが、消防のサイレンは、今、町内に大体入るように、広いところでは2カ所、3カ所つけているので、やはり本来の趣旨、防災無線の考え方をしっかりと持ってもらいたいという意見です。

これに対する回答として、新たな意見ということで、区長会でも出ておりますし、議会でも出ておりますので、今後において内部検討をしたい。

次に、質問の5として、保育の施行規則の改正で、県が所得制限を設けるとなっているが、その内容はどのようなかという質問です。

これに対する回答として、ひょうご保育料軽減制度という制度でございます。所得要件については、幼稚園が16万9,000円未満の世帯、保育園が15万5,500円未満の世帯を対象として、月額5,000円を超える保育料に対して、第2子については3歳未満は月5,000円、3歳以上児は月3,500円、それから、第3子以降については3歳未満児が月5,000円、3歳以上児が月額4,500円の補助がおりるということで、この要件を満たす世帯の方を対象として補助がおりるのですが、国の制度で半額助成とか全額助成を受けている世帯につきましては、補助の対象外である。

次に、質問6として、防犯灯と街路灯の対応をそれぞれ定義をどのように考えているのかという質問です。

これに対する回答として、橋とか幹線町道の街路灯については、単独で立っている分で、目的として道路を照らす部分が街路灯である。防犯灯というのは、関電の電柱に関電と契約をして小さいワット数でその周りを照らす。防犯のために照らすというものであり、ワット数と用途、照らす場所といった区分分けである。

以上で民生福祉常任委員会の報告を終わります。

済みません。間違いがありましたので訂正します。

私の原稿の読み違いでありまして、アルソックスと言ったそうではありますが、正しくはALSOCKが委託しているところです。済みません。

○議長（安部 重助君） 次に、産業建設常任委員会、お願いいたします。

藤原裕和産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） 1番、藤原裕和でございます。それでは、産業建設常任委員会の12月定例議会前の委員会の活動報告をいたします。

去る10月25日には、現地調査を実施をいたしております。一日を予定をいたしておったんですけども、午後2時ごろまでの調査としております。その調査実施箇所としましては、農業のアグリの関係で、粟賀町のウエルシア、但陽粟賀支店近辺なんですけれども、その南側の圃場に温室暖房設備、立派なものなんですけど、そのビニールハウスが建設をされております。その中にトマトの栽培が、出荷状況など視察をいたしました。それから、アグリの関係では、ニンジンとショウガ、この部分で露地栽培なども粟賀町等の圃場で視察研修をしております。それから、吉富にあります、町長のほうからも冒頭説明があったんですけども、道の駅の関係で、「銀の馬車道・神河」の建築工事

現場の視察をいたしております。それから、奥へ行きまして、猪篠、奥猪篠にあります簡易水道施設、この工事現場、ろ過器の更新、この現場も見ております。それから、南へ行きまして、福本地内、福山の一番奥のほうなんですけれども、その部分の農地を利用して企業誘致ということで予定をされておられるよう、その現場を、その農地等も視察をしました。それから、こちらへ帰ってきまして、水車公園、こっとな亭があるんですけれども、スキー場等で今後利用されるであろうということのこっとな亭横にあります、農業の加工実習室があるんですけれども、その半分程度を改修をいたして、コンビニ風店舗の改修工事の現場と、その前の駐車場、トイレ周辺の、水路周辺の駐車場の工事を視察をいたしております。それから、上小田に、奥のほうへ行きまして、上小田の水道施設改良工事現場、これ第1工区の配水管布設の工事現場を見ております。それから、上小田の町道沿い急傾斜地崩壊箇所としましては、先ほどもありました台風21号による被害、こういう部分も、その他台風21号が被害を大きくしたんですけれども、その後の被害状況も、全部ではないんですけれども、被害の調査をいたしました。以上で10月25日の、十分ではなかったんですけれども、まだまだ調査箇所があったんですけれども、調査を途中で終わっております。

それから、12月定例議会前の所管事務調査なのですが、11月7日に行っております。これは時間はもちろん5時過ぎまでかかって十分な事務調査を行いました。まず、その中で重立ったものの報告をいたします。

建設課の関係で、町道水走り中河原線、寺前地内の秋桜たうんのちょうど南入り口部分なんですけれども、この工事、それから、町道神崎・市川線、先ほども言いました福山、福本地内の工事、今年度のそれらの工事は、業者が決まって、工事の着工、今現在工事中で進められております。それからまた、橋梁修繕、橋の修繕工事の入札も、町内で何カ所かあるんですけれども、この入札も済みまして、工事が着工となっております。

建設課の関係で、質疑が委員よりございまして、その中で重立ったものを報告をいたします。

ことし1月に大雪があったんですけれども、この除雪対応という部分では、いろいろ委員会でも問題になりました。それらを踏まえまして、今後、除雪対応のそういうマニュアルという部分で、委員会でも意見も出とったんですけれども、真弓建設課長のほうからは、この除雪マニュアルという部分で、なかなか文章化が難しい、いろいろその条件、また場所によって、また状況により違うということで、できるだけ早目の、春の委員会でも、この前の委員会でもあったんですけれども、できるだけ早目の対応をすると、その場所によった対応をするということで答弁をいただいております。

また、今年度からは、この除雪対応をするために、ロータリー除雪車といって、今までずっと押すような除雪車ではなくて、くるくると回転して雪をほかすというような大きな除雪車なんですけれども、この除雪車2台を当ててこの冬に対応したいということがあります。その1台は、この除雪幅2.6メートルと聞いていますけれども、この除雪

車は峰山スキー場に配備をされます。県道から分岐をしまして、4キロほどずっとスキー場まであるんですけれども、リラクシアの上までのこの部分にその1台の大型のロータリー除雪車を配備がなされます。それから、あとの1台、少し小さいんですけれども、2.2メートル、これもすごい立派なもんなんですけれども、この除雪車は主に作畑・新田方面、越知谷方面、こういう部分で、新田のほうに今置かれておると思うんですけれども、そういう部分で、この方面で大雪に備えると、ことしのような1月の大雪に備えるということでもあります。

また、ちょっと余分なんですけれども、この2台のリース料、リースをして、お金を払って借りて対応するという事なんですけれども、12月から3月までのこの間で、この一冬の間はこの2台のリース料が1,169万の支払いということで契約がなされております。

なお、もちろんこれまでの建設課の黄色い車両に除雪車、この4台については、もちろん従来どおり越知谷方面に1台、それから大山・猪篠方面に1台、それから上小田方面に1台、それから長谷・川上方面に1台、従来どおり1台ずつ配備をされて、業者が早目の対応をするということになっております。

それから、越知区での議会報告会をさせていただいたんですけども、その中で、越知の方から、道路にはみ出している支障木、こういう部分、県道もあるんですけれども、委員会では町道もそういう支障木が出ておる、支障木……。

○議長（安部 重助君） 委員長、委員会報告にとめてください。

○産業建設常任委員会委員長（藤原 裕和君） はい。

部分が多くあるということで、この支障木の、町道も含め、今後の対応としていきたいと、委員会としてもこういう意見が出ました。

以上が建設課の関係であります。

次に、上下水道課については、10月25日、先ほども言いました現地調査で指摘を少ししたんですけれども、県道の上小田の布設がえの配管の、祇園橋があるんですけれども、にかかるとる水管橋、橋にかかるとる水管橋なんですけれども、このたわみ、少し放物線状にたわんでおるんですけども、それがどうなのかという部分で質問が出ました。これ、中島課長のほうからは、業者としては、今まで実績のある工事でもあり、別に問題がないとのこと。この使用されている管は、高額でもあり、断面が2層構造、3層構造、複雑な構造で、自在に曲げられるといった特殊なパイプであります。現地でも見させていただいたんですけども、丈夫な管として選定をいたし、この管の使用、これで逆に施工費用は大変安くなっているとの課長のほうからの答弁をいただきました。

それから、委員会の中では、委員の中から、下水道の統廃合の関係で、小型合併処理浄化槽の、この部分の質問が出ました。このエリアの方々がこれからの、期間がたっとなんですけれども、扱いについての質問がございました。中島課長及び坂本参事のほうから、国の環境省の耐用年数の調査をいたした結果、この合併処理浄化槽は30年以上経

過しても十分耐えられるとのことで報告をしておられます。しかしながら、いずれ修繕するほうが更新するより大変な時期が来るため、これらは兵庫県と協議が今もなされておるようであります。なお、神河町内の小型の処理浄化槽の設置数は、現在540基分ということであります。

それから、次に、地籍課の関係につきましては、今回、特に報告をすべき内容はありません。

次に、地域振興課の農林業係の関係では、人・農地プランの作成状況、台風21号によります農業施設及び山林の被害状況の説明を受けました。ことしの1月の雪害によるビニールハウスの倒壊に続き、今回の台風によるパイプハウスの倒壊やビニールの破れ等に大きな被害がありました。こういう報告を受けております。

それから、次に、道の駅「銀の馬車道・神河」の関係なんですけれども、現地調査でも道の駅の中庭に敷いてあります飛び石の関係で、形、配列、段差について、現地調査で指摘をしたところでもあります。今回の事務調査でも多くの委員より質問が出ました。担当者からは、安全性を考え、飛び石と真砂土の設計上は段差が1センチということであったのですが、そういう部分を、1センチの段差をなくし、面一に仕上げたということでもあります。

また、この道の駅、町長のほうからもあったんですけれども、大変大好評なんですけれども、この道の駅のアンテナショップがあるんですけれども、その部分については、吉富区と杉区の集落の方を中心に運営がスタートなされて運営されております。それから、その周りにありますあずまややテントでの販売などは、「道の駅応援団」という募集がなされまして、この方々によって出店、運営をされていることになるという説明もこの時点では受けました。

それから、その他質疑としましては、もちろん猿の追い払いについての意見も出たところでもあります。

次に、商工観光の関係では、担当の山下観光振興特命参事が欠席をされておまして、小林参事のほうより説明も受けました。

まず、カーボンマネジメント事業の関係では、委員から、少しは情報が、私も入ったんですけれども、リラクシアの関係で補助金がつかなくなったのではというような、少しは聞いてはおりました。しかしながら、今回のこの状況説明を担当委員会の委員長としましても何も聞いていないというような状況でもございました。今回の事務調査でも十分な説明が、その当日の説明ができないということで、その当日の環境省のほうへ行かれたようでありまして、その協議が終わり次第、また、先ほどもありました住民生活課の関係もこれはございますので、産業建設常任委員会に説明がないまま、この部分については11月10日の全員協議会、この部分で詳細な説明を受けるということにいたしまして、この部分についてはここでとどめておきました。

その他の質疑では、モンテ・ローザの食事のお米の関係、それからこっとうん亭のコン

ビニ改修工事の件、それからこっとな亭周辺の桜の木の伐採について、また、こっとな亭の水車小屋のカヤぶきとかトイレ棟のひわだの屋根のめくれの、そこら辺の台風被害の対応について、それから、桜華園、かみかわ桜山の桜の木が立ち枯れをしておるとい
う、この部分についての調査、これから調査をしてほしいというような声も上がりました。それから、越知区の川の駅、この部分についても、議会報告会でもございました。この部分のマナーの問題についての意見。それから、最後に、かみかわハートフル商品券等の意見などが重立った意見として委員会で見出されました。

それから、最後に、ひと・まち・みらい課の関係です。

シングルマザー移住支援事業、アグリイノベーション事業の、これらの事業の説明も詳細に受けました。それから、柏尾にあります町営住宅柏尾団地、この部分の建てかえについてのことです。建てかえ用地は現在、住宅用地の東向こう隣の、旧パチンコ店の跡地だったと思うんですけども、この部分の用地、宅地3,166平方メートルを4,242万円で8月10日付に契約をなされておるということであります。現在、後の住宅地の処分についての取り壊し費用、こういう部分を差し引いた価格で払い下げということの協議中であるとのことでもあります。また、この計画は、1棟2戸を5棟、合計10戸の建築予定であります。現在設計中であるとのことでもあります。

その他としまして、先ほども言いました福本地内の福山の一番奥の農地に企業誘致を提案がなされております。現在、地権者と協議中ということでもあります。担当委員会としては、一連の説明は受けました。しかしながら、こういう協議中ということもありません。今回、この内容については、委員長の報告は控えさせていただきます。

この部分で少し委員から質疑もありました。児島財政特命参事のほうからは、企業誘致によります地場産業振興と雇用の創出を目的に、土地の造成と工場の建設、これに過疎債、先ほども総務副委員長からありました過疎債を充当していくという考えがあるということ委員会で見出されております。

以上で重立った報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 報告の途中ですが、トイレ休憩のため暫時休憩をいたします。再開を10時55分といたします。

午前10時37分休憩

午前10時55分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、引き続き委員会報告をお願いいたします。

公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会、お願いします。

藤森正晴公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員長。

○公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会委員長（藤森 正晴君） 6番、藤森です。公立神崎総合病院北館改築事業調査特別委員会の報告をいたします。

委員会は、去る11月10日に行われました。

主な報告でございます。11月に入り、第1期工事北館の東側の部分の解体工事が始まり、翌年1月末までかけて行います。その間、騒音やダンプ等の出入りがあり、事故のないよう十分警備体制をとって安全に努めるということでもあります。

次に、工事の変更であります。

まず最初に、手術室の部屋数の変更であります。当初の設計では4室を予定していたが、眼科の手術において可動式の手術台を利用する手術ができるため、眼科専用の手術室が必要がなくなりましたということで、4室から3室の変更となります。

これについての質疑であります。眼科の手術を可動式で行うとのことですが、殺菌、消毒等、衛生面には問題はないのかという質疑がありました。これについて、手術自体は手術室で行うので、清潔度などは問題ないとの答弁であります。

次、2つ目の変更であります。手術室への渡り廊下の仮設工事の施工方法の変更であります。当初の設計では、鉄筋を両側に張り、ボルトで固定するものであったが、安全も十分確保できるとのことから、システム支保工足場による施工に変更ということでございます。

これについての質疑であります。スロープに段差があるか、ベッドなど移動のときに支障はないのかという質問であります。これについて、中館と北館に段差があるが、手術室への移動は患者さんのみであることはないので支障がないとのことでもあります。

次、3つ目の変更であります。先ほど言いました渡り廊下において、中館2床部屋を通路として使用することで、これまでの155床から153床、2床の減となります。

次、4つ目でございます。透析室の増床の件でございます。当初の設計では19床を予定していたが、患者数がふえてきました。その関係で23床に増床いたします。このことにより、休憩室が少し狭くなり、また、間仕切りや電気及び設備関係などの変更となります。

これについての質疑でございます。患者さんがふえてもさらに増床は可能なのかという質問でございます。これについての答弁でございます。一部を総務課として現在利用しているが、撤去すれば30床ぐらいは可能であるとの答弁であります。

次に、追加工事において報告いたします。

南館エレベーター2基のリニューアルの工事であります。平成2年に建てており、建築基準法の改正により、改修を実施しなければ北館完成時に検査証の許可が出ないとの指導を受けました。今後、工事施工の中で、南館エレベーター2基のみかえるか、部分的にやるのか、検討しての追加工事となります。

この質疑であります。南館エレベーター2基の建築基準法上の問題点は何かという質問であります。これについて、耐震の関係で、地震発生時、現エレベーターは最寄り階でとまるようになっております。改正により1階までおりてとまるようになったため、扉が開くときの走行保護装置の設置が必要となりました。

次の追加工事であります。透析排水処理施設の新設工事であります。水質汚濁防止法において透析用の排水は浄化槽に流せなくなりました。改築工事に伴い、排水経路の変更の指摘があり、透析排水処理施設を新設し、排水処理をすることになり、追加工事となります。

この質疑であります。足場を外さなければできないとのことですが、北館に処理施設をつくれればいいのかという質疑であります。これについて、透析室は中館にあり、中和装置が工事足場の下にあります。それを撤去して処理槽をつくるため、足場撤去後の工事となるとの答弁であります。

次に、アスベストの件であります。アスベストの含有調査の結果であります。アスベストの含有報告で、レベル1、いわゆる著しく高いものはないとの報告をいたしました。今回の調査の結果でレベル2が1カ所、レベル3が11カ所検出されました。このことにより、多少工期に影響が出ることが予想されるということであります。

この件についての質疑であります。取り壊すときの飛び散り等、患者さんや近隣住民に十分注意をして行うように質問をいたしました。これについて、除却方法については、労働監督基準署の立ち会いのもと、作業場所の隔離や防じんマスク、保護衣などを着用し、湿式による破壊や切断で作業を行っているので問題はないと思うとの答弁であります。

以上が主な調査の内容でございます。

最後に、委員会として、全体の工事が延びると予想される。今後の工程とアスベストの結果報告書などの提出を求め、委員会を終わっております。以上であります。

○議長（安部 重助君） 次に、峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会、お願いします。

三谷克巳峰山高原スキー場整備事業調査特別委員長。

○峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会委員長（三谷 克巳君） 委員長の三谷でございます。それでは、閉会中におけます峰山高原スキー場整備事業調査特別委員会の調査活動の内容について、お手元に配付しております報告書によりまして報告をさせていただきます。

まず、委員会を11月10日に開催しまして、工事の進捗状況等の事務調査を行っております。

まず、工事の進捗状況ですが、調整池工事の10月31日現在の進捗率は、1期工事は95%、2期工事が89%となっています。湧水対策も含むところの造成工事の進捗率は97.5%となっています。湧水については、これまで確認ができていなかった新たな湧水が出てきたため、これの対策工事費を約304万円増額となっています。リフト、人工降雪機、それから照明、電気設備等の整備工事の進捗率は、1期工事が95%、2期工事が55.2%となっております。また、センターハウスの新築工事の進捗率は92%となっています。これらの進捗率は10月末現在のものですが、全ての工事は工期内

に完了する予定で、12月16日のオープンには間に合うとのことでございました。

スキー場全体の総事業費は10億8,690万円となりまして、一般財源相当額は約2億5,657万円になります。

また、29年度の財源として、過疎債を2億4,900万円充てるとのことでございます。

次に、輸送計画ですが、鍛冶地内の臨時駐車場は、土地所有者と賃貸契約を締結し、整備工事、上下水道施設の設置工事等も発注しております。

また、トイレ、仮設事務所も設置する予定でございます。

また、この駐車場から峰山高原までのバス輸送につきましては、神姫グリーンバスに委託をします。運行回数は、往路が5便、復路が6便となっておりますが、繁忙期にはバスの台数をふやす予定とのことでございます。また、ナイター便としまして、金曜日、土曜日、それから祝祭日の前日に運行する計画でございます。

次に、案内看板でございますが、県土木事務所と協議中でありました国道312号の電光掲示型看板は、貝野橋東詰めの交差点に設置することになりまして、株式会社協和エクシオと1,144万8,000円で契約をしております。工期は来年の1月31日までとなっております、オープンには間に合わないとのことでございます。

また、電柱に巻きつける看板ですが、これは国道312号、県道加美穴栗線などで49カ所設置しております。設置料金、電柱の使用料になりますが、108万7,000円で3カ年継続をするとのことでございます。

また、スキー場内のコース案内、施設案内看板などは404万円で設置をいたします。

これらの看板設置費の財源は、企業版ふるさと納税を考えておりまして、3,400万円の寄附を受けているとのことでございます。

次に、宣伝、広報の関係ですが、広報宣伝活動を大阪の京セラドームのイベントや赤穂の義士祭などの場で行うとのことでございます。また、テレビやラジオでのコマーシャル放送、それからホームページの制作、インターネット広告、チラシの配布などによる方法も予定しております。その中で、テレビのコマーシャル放送は15秒間のもので、読売、朝日、毎日放送で放映する予定とのことでございます。このコマーシャル放送には発注者であります神河町の名前が出てきていなかったもので、「神河町」の文字を入れるようにということで、委員会で要望をいたしたところでございます。これらの経費の財源には、地域創生交付金のソフト事業分を充てていきます。

次に、スキー場のそれぞれの施設の利用料金ですが、条例では利用料金を定めたところでございますが、スキー場の実際の利用料金を指定管理者であります株式会社マックスが決めております。主なものの例を挙げますと、リフトの1日券は、大人は土曜、日曜、祝日が4,400円、平日は3,500円でございます。子供、6歳から15歳以下になります。また、シニア、これは55歳以上の方ですが、これらの方の土日祝日が3,000円、平日が2,500円となっております。リフト券には1日券のほか、4時間券、

6時間券、ナイターの4時間券、6時間券があります。ただし、町内の小学生、中学生については無料で利用をすることができます。この場合、学校で写真入りのカードをつくってもらう必要があります。このほか20名以上の利用になれば団体料金も設定をしております。

次、スキー等の道具のレンタル料ですが、スキーセット、スノーボードセットを1日レンタルした場合は、大人が4,000円、子供が3,000円でございます。スキーまたはスノーボードだけを1日レンタルした場合は、大人が3,000円、子供が2,000円でございます。このほか、6時間とかナイターという利用形態によっても料金が定められております。

また、キッズパーク、カーミンパークという名称に決めましたが、このカーミンパークは3歳以上から有料でございまして、1,000円となっております。

このほか、いろいろな利用形態での料金設定がしてあります。詳しいことはホームページを見てもらいたいとのことでございます。

あと、その他の事項としましてですが、11月8日に交通のアクセス問題、広報の問題、案内標識の問題、それから防犯対策、遭難救助、それから労働災害等、もろもろの危機管理に関しての対策会議、これは危機管理対策会議と言っていますが、これを福崎警察署、姫路消防署、姫路土木事務所にも出席してもらいまして開催をいたしたところでございます。それぞれの危機管理についての協議をいたしたところでございます。

次に、県道加美穴栗線の改良でございまして、上小田のチェーン着脱場の整備につきましては、緑地帯を撤去して、そしてゲートボールの一部を潰してバスが2台ぐらいとめられるようにするとのことでございます。また、トイレの整備につきましては、協議、検討中とのことでございます。

また、舗装工事につきましては、祇園橋から上部で実施していますが、この道路際の立木の伐採につきましては、業者がそれぞれ手いっぱいございまして、決まらず、現段階では実施できていないので、16日のオープンには間に合わないとのことでございます。年明けからは実施できる見込みで、3月末までには終了するとのことでございます。

これ以外にもたくさんの質疑が出ましたので、その内容につきましては、報告書にまとめておりますので、後ほど御一読ください。

以上で委員長報告のほうを終わります。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） それでは、ここで、私のほうから、9月定例会以降、閉会中の重立った事項について報告いたします。

9月29日から30日、全国町村議会広報研修会が東京で開催され、藤原資広広報公聴活動調査特別委員長、藤森正晴委員、小寺俊輔委員の3名に出席していただいております。

10月2日、県町議会議長会評議員会議が神戸で開催され、私が出席し、平成30年

度兵庫県政に対する要望等について協議しております。

10月3日、中播北部行政事務組合議会定例会（第1日目）が開催され、廣納良幸副議長、小林和男民生福祉常任委員長と私が出席しております。議会選出監査委員の選任について同意しております。

10月5日、中播衛生施設事務組合議会定例会（第2日目）が開催され、小林和男民生福祉常任委員長に出席していただいております。8月30日に提出された平成28年度事務組合会計歳入歳出決算を認定しております。

同じく10月5日、中播農業共済事務組合議会定例会が開催され、藤原裕和産業建設常任委員長に出席していただいております。付議事件は、平成28年度事務組合会計歳入歳出決算の認定等についてであります。

10月5日から6日、町村議会議員特別セミナーが滋賀県で開催され、藤原日順議員に出席していただいております。

10月11日、かみかわ夏まつり第3回運営委員会が開催され、私が出席しております。

10月14日、地域安全郡民大会が市川町文化センターで開催され、私が出席しております。

10月16日、県町議会議長会議員研究会が播磨町で開催され、私を含む10名の議員が出席しております。「地方創生の鍵は次世代を担う人材の育成」と題して、多可町政策アドバイザーのロバート・D・エルドリッジ氏から講演を受けております。

10月17日、中播北部行政事務組合議会定例会（第2日目）が開催され、廣納良幸副議長、小林和男民生福祉常任委員長と私が出席しております。10月3日に提出された平成28年度事務組合会計歳入歳出決算について認定しております。

同じく10月17日、平成29年度秋の花と緑を愛でる会が県立フラワーセンターで開催され、私が出席しております。

10月19日、山形県尾花沢市議会から移住定住の取り組みと空き家対策の事業について行政視察に来町されております。議会からは廣納良幸副議長が、行政からはひと・まち・みらい課長と担当職員に対応していただきました。

10月23日、超高速ブロードバンド整備事業安全祈願祭が福本、大歳神社でとり行われ、私が出席しております。

10月24日、山口県平生町議会からUJIターンの推進、定住支援の取り組みについて行政視察に来町されています。議会からは私が、行政からはひと・まち・みらい課長と担当職員に対応していただきました。

10月24日と25日、第5回神河町議会報告会を栗区公民館と越知区公民館において開催しました。町民の皆様と直接意見交換ができ、貴重な御意見をいただきました。町管理職の皆さんも多数御参加いただき、ありがとうございました。

10月26日、神河町人権文化推進協議会指定人権教育実践発表会が越知谷幼稚園・

小学校で、開催され、私が出席しております。

10月27日、神崎郡町議会議長会主催の神崎郡町議会議員研究会を市川町保健福祉センターにおいて開催し、私を含む11名の議員が出席しております。「政治家に必要なイメージアップ術」と題して、ビジネスマナー講師の城戸景子氏から講演を受けております。

10月28日、中播磨地区ゆうあい運動会がすばーく神崎で開催され、私が出席しております。

10月30日、県町議会議長会正副会長と町村会正副会長との協議会が神戸で開かれ、私が出席し、今後の県町議会議長会事務局体制について協議しております。

10月30日から11月1日、市町村議会議員研修が滋賀県で開催され、藤原資広議員に出席していただいております。

11月1日から2日、全国監査委員協議会研修会が東京で開催され、清瀬代表監査委員と藤原日順監査委員が出席されております。

11月6日、市町正副議長研修会が神戸で開催され、廣納副議長と私が出席しております。「激動の世紀をどう生き抜くか～東アジア情勢と日米同盟」と題して、外交ジャーナリストの手嶋龍一氏から講演を受けております。

同じく11月6日、県町議会議長会の県政に対する要望会が神戸で開催され、私が出席しております。県議会議長、副知事と面談し、13項目の要望を行っております。神河町議会としては、社会基盤整備の促進、JR播但線の利便性向上について、特に快速列車の長谷駅停車や特急の増便をJR西日本に積極的に働きかけられたいと要望しております。

11月7日、神崎郡人権教育研究協議会指定の人権教育実践発表会が田原小学校で開催され、廣納良幸副議長に出席していただいております。

同じく11月7日、第2回ごみ減量化推進協議会が中播北部クリーンセンターで開催され、松山陽子民生福祉常任委員会副委員長に出席していただいております。

11月11日、神河やまびこ学園第11期生収穫祭が地域交流センターで開催され、私と各議員が出席しております。

11月13日、兵庫県主催の第2回地方行政課題研究会が神戸で開催され、廣納良幸副議長と私が出席しております。地方自治法施行70周年記念行事として、東京大学名誉教授、神野直彦氏から「地域分権改革と広域連携」と題して講演がありました。

11月14日、兵庫県市町村退職手当組合議会総会が神戸で開催され、私が出席しております。

同じく11月14日、第48回全国過疎地域自立促進連盟定期総会が東京で開催され、山下皓司総務文教常任委員会副委員長に出席していただいております。

11月15日、兵庫県町監査委員協議会研修会が神戸で開催され、清瀬代表監査委員が出席されております。

11月19日、第40回兵庫県連合菊花展覧会表彰式が県立フラワーセンターで開催され、県町議会議長賞の授与を私が行っております。

11月20日、地方自治法施行70周年記念式典が東京国際フォーラムで開催され、私が出席しております。

同じく11月20日、近畿3府県町村議会議長研修会が全国町村会館で開催され、私が出席しております。

11月21日、県町議会議長会主催の県選出衆参国會議員要望会が東京で開催され、私が出席しております。神河町議会として、地域医療の充実と公立神崎総合病院への運営支援について要望しました。

11月22日、第61回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催され、私が出席しております。大規模災害対策の確立や地方創生のさらなる推進を期する決議と国に対する要望内容を決定しました。

11月21日と22日、町職員と合同で開催された人権研修に10名の議員が出席しております。

11月24日、中播磨地域づくり懇話会が姫路総合庁舎で開催され、町長と私が出席し、町長からは地域資源を生かした町の魅力づくり、公立病院の果たすべき役割と支援策強化、私からは社会基盤整備対策について発言し、知事と意見交換をしました。

11月25日、道の駅「銀の馬車道・神河」完成記念式典がとり行われ、全議員が出席しております。

12月2日、神河町人権・青少年健全育成合同大会がグリンデルホールで開催され、私と各議員が出席しております。

12月3日、第6回神崎郡人権啓発講演会が市川町文化センターで開催され、私と各議員が出席しております。

12月4日、中播北部行政事務組合全議員協議会が開催され、廣納良幸副議長、小林和男民生福祉常任委員長と私が出席し、ごみ処理施設の建設用地の公募について協議しております。

12月5日、商工行政懇談会が神河町商工会本所で開催され、藤原裕和産業建設常任委員長と私が出席しております。

12月7日、元神崎町議會議員、松田道明様の叙勲を私から伝達いたしております。

閉会中に陳情1件を受理しております。対応については、議会運営委員長から報告があったとおりであります。

なお、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、10月12日に第52号を発行し、10月25日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の重立った事項について報告を終わります。

これより議案の審議に入ります。

日程第4 第97号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第97号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成29年度神河町一般会計補正予算（第6号））。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第97号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成29年度神河町一般会計補正予算（第6号））でございます。

平成29年9月29日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第5号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の内容は、衆議院解散に伴う第48回衆議院議員総選挙（10月10日公示、10月22日投開票）に係る経費の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,002万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億1,375万7,000円とするものでございます。

投票率につきましては、68.51%でした。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論がないようでございます。討論を終結します。

これより第97号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第97号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程に入る前に、地方自治法第117条の規定に準じて、前田義人町参事の退場を求めます。

〔町参事 前田義人君退場〕

○議長（安部 重助君） 日程に戻ります。

日程第5 第98号議案

○議長（安部 重助君） 日程第5、第98号議案、神河町副町長の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第98号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町副町長の選任の件でございます。

このたび細岡重義副町長が本年12月10日の任期満了をもって退任されることになりました。平成21年12月11日から2期8年の間、私どもの補佐役としてその手腕を発揮し、その職責を全うしていただきました。退任されるに当たり、その御功績に対し、改めまして深甚なる敬意と心から感謝を申し上げたいと存じます。

さて、細岡氏の後任としまして、副町長に前田義人氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。

前田氏は、昭和55年に神崎町職員として奉職され、平成23年4月からは総務課長、健康福祉課参事、そして本年4月からは町参事を歴任され、その手腕を発揮していただいております。庁舎内外を問わず人選をいたしました結果、前田氏を副町長として選任いたしたく存じます。

なお、任期は平成29年12月11日からの4年でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 6番、藤森です。町長が大河内エリアであるということの意味も含める中で、神崎エリアの選出という思いであったのですか。そこらあたりの思いをお聞かせください。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 藤森議員の御質問にお答えいたします。

私が大河内エリアであるので副町長については神崎エリアからということは、基本的にはそういった考えにはございません。しっかりと庁舎内外を問わず、町全体を私自身、いろいろと慎重に考えさせていただいた結果としての前田氏の副町長選任の案件ということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論の方、ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 次に、賛成討論の方、ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第98号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第98号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、日程の途中ですが、暫時休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第6 第99号議案

○議長（安部 重助君） 日程第6、第99号議案、神河町監査委員の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第99号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町監査委員の選任の件でございます。

清瀬茂生氏は、平成25年12月議会において、議員の皆様全員の御承認を得て神河町監査委員に就任され、現在に至っております。

清瀬氏は、人格が高潔であり、税理士として多方面で御活躍中であります。財務管理、事業の経営管理を初め、行政運営に関してもすぐれた識見をお持ちの方でございまして、神河町監査委員として就任していただいた4年間におきましても、住民福祉の増進を図ることを目的とする組織目標が達成されるよう、業務の適正な執行を確保する内部統制システムの体制確立についても御提言いただくなど、行政運営に対していろいろな御指導をいただいております。このたび任期満了に伴い、引き続き選任をお願いするに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

なお、任期は平成29年12月9日からの4年でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第99号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第99号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7 第100号議案

○議長（安部 重助君） 日程第7、第100号議案、神河町教育委員会教育長の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第100号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会教育長の任命の件でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、新たに入江多喜夫氏を神河町教育委員会教育長として任命いたしたく、提案するものでございます。

このたびの任命では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正（平成27年4月1日改正）により、教育委員長と教育長を一本化した新教育長制度に移行するため、任期は3年間となっていることから、澤田博行教育長が平成29年12月31日をもって満了となった後の平成30年1月1日から3年となります。

入江氏は、地元神河町出身で、教職歴29年のうち町内での経験も11年と豊かであるとともに、中播磨教育事務所主任指導主事や但馬やまびこの郷副所長など、県教育委員会にも9年間勤められ、教育行政にも深く精通されております。特に但馬やまびこの郷の勤務時は、不登校生の保護者や教師のかかわり方、教育委員会事務局の支援の仕方

などのサポートもされており、神河町とも深くかかわっていただいたところです。豊富な経験と熱い情熱でこれまで申し分のない実績を積み上げられ、今後、神河町が直面する教育問題に対し、教育行政をより一層強固に進めていく上で欠かすことのできない人材と言えます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点だけ確認というんですか、お尋ねをしておきたいと思います。

この入江氏の経歴を見させていただきますと、学校のみならず、県の教育関係にしてもかなり事務をされてまして、恐らく県の教育委員会としてもこの人物が必要というんですか、そういう部分があるように思います。この入江氏につきましては、この3月に福崎の東中学校を退職されて、現在は播磨西教育事務所の学校支援チームの相談員として活躍をされております。ですので、今回、年度中途の退職ということになりますので、その辺の分について、今回のこの教育長の就任について、教育事務所と十分協議されて、理解は得られているかどうかの確認だけをお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 澤田教育長。

○教育長（澤田 博行君） 入江氏についての任命について、本当に年度途中ということ、大変だと思います。私も同じような形での就任になったわけですがけれども、今回のことにつきましては、播磨西教育事務所、県の教育委員会のほうに迷惑かからないように、中田所長に話をしまして、御同意を得ております。また、町長もそちらのほうへのお願いということもしていただいているので、そちらのほうについては了解は得ているところです。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第100号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第100号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8 第101号議案

○議長（安部 重助君） 日程第8、第101号議案、神河町教育委員会委員の任命の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第101号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町教育委員会委員の任命の件でございます。

現在、神河町教育委員会委員として御活躍いただいております藤原雄三氏の任期が平成29年12月20日をもって任期満了となります。

藤原氏は、平成12年から大河内町教育委員に御就任、平成17年の合併以降も引き続き教育委員長として、また、平成19年からは主任児童委員もされています。藤原氏は適任者でありますので、引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期は平成29年12月21日からの4年でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第101号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第101号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9 第102号議案から第104号議案

○議長（安部 重助君） 日程第9、第102号議案から第104号議案までの神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件、3議案を一括議題とします。

上程3議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第102号から104号議案は関連がありますので、一括して提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町固定資産評価審査委員会委員の選任の件でございます。

現在、神河町固定資産評価審査委員会委員として、正城正昭委員、西畑強委員及び宮本善郎委員の3名をお願いをしておりますが、本年12月8日をもって3年の任期が満了いたします。正城委員は平成17年の合併時から、西畑委員は平成20年から、宮本委員は平成26年からお世話になっておりますが、いずれも固定資産評価審査委員として知識、経験ともに申し分なく、引き続きお願いすることとし、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、平成29年12月9日からの3年でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

3議案に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、102号議案について討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第102号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第102号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第103号議案について討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第103号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第103号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、第104号議案について討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第104号議案を採決します。本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第104号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10 第105号議案

○議長（安部 重助君） 日程第10、第105号議案、神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第105号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件でございます。

制定の理由は、本年度から4年間、過疎地域の指定を受けたことに伴い、本町における産業の自立促進と活性化を図るため、固定資産税の課税免除を行うことを目的に制定するものです。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

和田税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。それでは、第105号議案、神河町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の詳細説明をさせていただきます。

きます。

まず、第1条につきましては、本条例の趣旨を示した規定でございまして、先ほど町長も申し上げましたとおり、過疎地域自立促進特別措置法により過疎地域の公示をされました本町におけます産業の自立促進と活性化を図ることを目的に、製造の事業、旅館業、農林水産物等販売業の用に供する設備の新設もしくは増設をされた者に対し、地方税法に基づき、固定資産税の課税免除をするものとしたものでございます。

次に、第2条では、法で定められました特別償却資産設備の適用を定めたもので、課税免除の期間を3年としたものでございます。

なお、特別償却資産設備につきましては、取得価格の合計が2,700万円を超えるものとされておりまして、

第3条につきましては、課税免除の申請の期限と申請内容について定めたものでございます。

2ページに移りまして、第4条につきましては、課税免除の可否決定に関する規定でございまして、

次に、第5条につきましては、課税免除の取り消しに関する規定でございまして、

第6条につきましては、課税免除の承継に関する規定でございまして、

次に、第7条につきましては、課税免除を受けた者に対する報告の求めと調査に関する規定でございまして、

第8条につきましては、適用除外に関する規定でございまして、平成23年に制定されております条例第11号、神河町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例による適用を受けるものについては、本条例を適用しないとの規定でございまして、

第9条につきましては、この条例の施行についての委任規定でございまして、本条例においては施行規則を設けてございまして、

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成33年3月31日限りで失効するものとしております。

以上、第105号議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。それでは、趣旨の第1条なんですけども、製造の事業、旅館業または農林水産物等販売業の用に供する施設と書いてあるんですけども、過疎地域自立促進特別措置法の第何条を適用されてされているのか。上位法と適用の業種が違うのはどこどこなのか。それともう1点、農林水産物等とあるんですけど、「等」は何を意味しているのか。そこら辺ちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。先ほどお尋ねの特措法のどの部分かというところでございますが、第31条を適用しております、そちらから適用をさせていただいております。

先ほどの農産物等というところでございますけれども、最初の製造業等についても同じなんですけれども、総務省が出しておりますところの日本標準産業分類というのがございまして、それらを適用の根拠といたしておりますところでございます、県等にもこういった条例を制定するに当たって問い合わせ等も行っておりますが、県においても同じものを適用しておりますように伺っておりますので、そちらを対応の根拠ということにいたしております。

○議長（安部 重助君） 藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。上位法でいきますと、製造の事業、それからソフトウェア業、それから旅館業等になっとなつてはすけれども、ソフトウェアが抜けている理由。それと農産物関係のほうなんですけれども、上位法でいきますと、畜産物及び水産物となっているんですけれども、ほかの部分は多分、今の説明では含まれると思うんですけれども、その辺の整合性はどうなっておりますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。このたびそちらの法改正がございまして、対応するところの内容が変わっております。その中で、今回合わせて製造業、旅館業、農産物等の販売業ということで、合わせた形で条例制定をさせていただいたところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。条例において時限立法というのは非常に珍しい例でございまして、平成33年3月末日限りで失効するというところでございます。これはあくまで確認なんです、過疎地域の指定が32年度末になるので、それに合わせて33年3月31日限りの失効ということになっていると思うんですが、間違いはないか、その辺を確認させていただきたいのと、あと、第2条の第2項において、課税免除ができる期間が課税免除した最初の年度以降3カ年度ということで規定はしてあるけれども、あくまで失効するのは33年3月末なので、あと1年とか2年期間が残っておってもその時点で課税免除というのはなくなるということで理解してよろしいのでしょうか。その2点、お伺いします。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。最初の1点目のお尋ねにつきましては、議員申されますように、過疎地域自立促進特別措置法の中で4年間という定めがございますので、それに基づいてやりますと、最初の年が結局翌年に反映するよう

な形になりますので、3カ年の減免という形になります。

2点目の部分なんですけれども、その点につきましては、附則の2のほうでうたっておるわけですが、この条例の失効ということで、平成33年3月31日限り、その効力を失うと、ただし、この条例の失効前に第2条の規定による固定資産税の課税免除を受けた者については、なお従前の例によるということでございますので、あくまでも3年間適用させていただくということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございませんか。

三谷議員。

三谷議員、ちょっと休憩後にするわ。ちょっと時間が迫っておりますので。

ここで暫時休憩をいたします。再開を13時ちょうどいたします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

午前中の藤原資広議員の質問の中で若干答弁が漏れておりましたので、ここで和田課長より答弁を求めます。

和田課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。先ほどの午前中の中で、藤原資広議員のお尋ねのございましたところで1点お答えをしていないところがありましたので、お答えをさせていただきたいと思っております。

資広議員の間かれました農林水産業等の販売という部分なんですけれども、その部分でございますけれども、当初にも申し上げましたように、総務省が出しておりますところの日本標準産業分類に基づきまして判断をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。ここで少し捉え方というところでいきますと、農林水産物等販売業という部分で、この販売業というのがついております。県とか、あるいはさきに指定を受けて実施をされておる市等も調べさせていただいたんですけれども、そんな中で、農産物の直売所をイメージしておるところが非常に多いような状況にございましたので、そういった部分では、そういったところでのイメージをしていただければいいのかなというふうに思います。我が町であれば、野菜等の販売もされておられるような方もあるわけなんですけれども、その中にはキノコ類等も含んでおりますので、シイタケ等もその中に含まれるのかなというふうには、産業分類という部分ではそんなふうに捉えられるかなというふうに思うところでございます。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございますか。

和田税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 済みません。税務課、和田でございます。大変申しわけありません。午前中にもう少しわかりやすい資料等、御提供させていただければよかったです。

んですが、この休憩時間にお手元のほうへ簡単な説明をさせていただいたような資料をお配りさせていただいておるところでございます。当初の説明の中で少し説明を漏らしておったんですけれども、課税の免除をさせていただいた部分の補填といたしまして、地方交付税におきまして75%の補填がされるという部分がありますので、その点、説明をつけ加えさせていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 野邊町参事。

○町参事（野邊 忠司君） ひと・まち・みらい課の野邊です。ちょっと今の対象業種のところで補足をさせていただきます。

一番わかりにくいところは農林水産物等販売業、この「等」の意味なんですけれども、いわゆる農林水産物ですね、いわゆる野菜が農林水産物に当たるかと思うんですけど、その後ろの「等」なんですけど、いわゆる農林水産物を加工ですね、例えば漬物とか、いろいろ農林水産物を加工にするものがあるかと思うんですけど、その加工を含めておりますので「等」という使い方がされております。あくまでもそういう農林水産物等を販売する、いわゆる店舗で販売するというところが対象になるということで、主に考えられるのは、直売所が一番考えられるところではないかというふうに思います。

以上、補足させていただきます。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。3回目なんですけども、そしたら例えばまるしいたけは含まれるのか含まれないのかということと、もう1点、旅館業の下宿営業を除くということは、民泊の分は含むのか含まないのか。そこら辺の境もちょっと教えていただきたいんですけども。2点お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 1点目、野邊町参事。

○町参事（野邊 忠司君） それでは、まるしいたけの関係のほうを私のほうで説明させていただきます。

まず、まるしいたけの生産ですね、工場での生産といった場合に、いわゆる産業分類上でどこに入るのかというところでございますけれども、いわゆる植物工場ですね、トマトとか、いろいろ植物工場でやっているケースがあるんですけども、それにつきましては、産業分類上では農業に入ります。キノコといいますと特用林産物ということで、補助金とか、品目を所管しているのは林野庁なんですけれども、産業分類上では一応農業ということで分類されておまして、いわゆるここで言ってます製造業には当たりません。もし生産している工場で併設してそういう販売所を設ける場合は可能性はあるかと思っておりますけれども、今の時点で生産ししないと、そこで販売はしないということを知っておりますので、今の時点では該当しないのかなというふうに思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。旅館業につきましては、旅館

業法という法律があるわけですがけれども、その旅館業法でうたわれておりますのは、第2条の中で、旅館業とは、ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業ということに規定をされております。先ほど議員お尋ねの民泊という部分でございますけれども、通常争点となっておりますのが、今申し上げました簡易宿所営業というところに非常に争点があるというふうに言われておるところでございます。この簡易宿所営業という部分で、旅館業法施行令の中である一定規定をされてございます。それといたしますのが、客室の延べ面積が33平方メートルというふうになってございまして、最近の改正で、その中に若干つけ加えられておりますのが、この許可を得るに当たって、宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積というふうに規定されております。そういった部分でいくと、場合によっては民泊というのが該当する可能性としてはあるのかなというふうには思われます。あと7つばかり決められた定めがあるわけなんですけれども、いわゆるお客様をお泊めしてお料理を出してという、お風呂を提供して寝床を用意するという、そういった部分の一連のものがあって、先ほど申し上げたところがクリアしておれば、一定の申請はできるのかなと。最終的には旅館業法の中では県知事の認可を受けたものというふうになってございますので、県知事の認可を受けた中で判断できるのかなというふうに思われます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。先ほど来、対象となる事業の中身、大分わかってきたんですが、もう少し具体的というんですか、確認をしておきたいと思う部分があるんです。先ほどから出てます農林水産物等の販売業という分ですね。この販売業の定義として、先ほど野邊参事の方でしたら、小売業というんですか、そういう部分で理解したらいいのかなとは思いますが、例えば卸売については販売業としては見ませんよという分の中での判断を一つ教えてもらいたいのと、それからもう一つは、同じように小売をすとしても、例えばマーケットのように農産物だけじゃなくしていろんなものを売りますよと、その一部の中に地域の農林水産物を売るコーナーがありますと、その場合はどうなりますかという、その分の解釈を一つお願いするのが1点目と、もう一つは、課税の免除になる対象になる分ですね。ここでは家屋、それから敷地、土地ですね、それから機械装置で、先ほどの説明でしたら2,700万円以上が対象になりますよという話だったと思うんですが、これは課税評価額が2,700万円以上というように理解をするわけですので、例えば改造した費用とかいう話じゃなくして、あくまで評価額の合計の額が2,700万円以上、そして今言いましたように、2,700万円というのは、それぞれ土地、家屋、それから機械設備の合計で2,700万なのか、個々の分で2,700万以上なのか。その2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 野邊町参事、いけますか。

○町参事（野邊 忠司君） はい。

○議長（安部 重助君） 野邊町参事。

○町参事（野邊 忠司君） まず、販売の考え方なんですけれども、いわゆる農林水産物と、あとその加工ですね、その農林水産物を原料として製造ですとか加工、調理したものを店舗において販売する事業が該当する形になります。

あとは、いろいろなものをそこで販売している場合の考え方なんですけど、ちょっとそこはまた調べさせていただきたいと思います。ちょっと即答はできませんけれども、もし和田課長のほうでお答えできるようでしたらお答えをお願いしたいと思います。失礼します。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。1点目の農産物以外のものと一緒に販売している場合はどうなんだという部分なんですけれども、その点につきましては、同じような返答になって大変申しわけないんですけれども、非常にわかりづらいところがあります。そういったところ、最初のほうにも申し上げましたように、県のほうに問い合わせましても非常に例が少ないというところもございまして、今後どんなふうに対処していくべきかなというところで検討したいなというふうに思います。先ほど申し上げましたように、あくまでもこういった条例を設けて取り組むというの、一つは交付税の対象になっておるというところも非常に大きい点でもございまして、そういったところでは、県との調整といいますか、相談をさせていただく中で、しっかりとした判断基準というものを設けたいなというふうに思います。

もう1点の償却資産の部分でございますけれども、特別償却設備というふうになってございまして、これにつきましては、建物、それから中に置きます機械等、償却資産の部分になるわけなんですけれども、その部分の全体の価格が2,700万円を超えているものを特別償却設備というふうに規定をされてございます。この土地という部分につきましては、その上物である建物、あるいは設備、その設備の底地部分の土地については課税を免除するという、対象と一緒に入れるというふうになってございます。ただ、特別償却設備という部分の捉え方としては、上の建物、設備の全体をとって2,700万以上というふうになってございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

ここで、採決に入る前にお断りをいたします。表決は起立を原則としておりますが、

挙手によることも認められておりますので、宮永議員の体調を考慮し、宮永議員については挙手による表決を許可いたします。

これより第105号……。

藤原資広議員。

- 議員（5番 藤原 資広君） 今の回答がない状態で採決とれるんですか。
- 議長（安部 重助君） ですから手を挙げて質問してもうたらよかったんやけど。
- 議員（5番 藤原 資広君） 済みません。そういう意味じゃなくて、いいですか。
- 議長（安部 重助君） はい。許可します。
- 議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。今、三谷議員が質問された分について、明快な答え返っていないと思うんですけども、それでも採決されるんですかと聞いたんです。
- 議長（安部 重助君） もう終結してますので、採決に入ります。
これより第105号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第105号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第106号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第11、第106号議案、神河町工場立地法地域準則条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） 第106号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町工場立地法地域準則条例制定の件でございます。

制定の理由は、工場立地法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行され、町村区域において適用すべき準則を定める権限並びに町村に立地する工場に関する事務の権限が都道府県から町村に移譲することと改正されました。このことから、工場立地法第4条の2に基づき、一定規模以上の製造業等に係る工場または事業場等を新設等する場合に定められています緑地面積率及び環境施設面積率を明記した本条例を制定するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） それでは、神河町工場立地法地域準則条例の制定について、詳細の説明を申し上げます。

資料1の工場立地法の概要をごらんをいただきたく思います。工場立地法の法の目的は、工場立地の段階から企業みずからが社会的責任として周辺的生活環境との調和を保つ基盤を整備をして、公害の発生をしにくくする体制を整え、生活環境の保全を図ることを目的として制定をされております。

対象業種につきましては、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業で、届け出が必要となる工場の新設等の場合の立地規模につきましては、施設面積が9,000平方メートル以上または建築面積が3,000平方メートル以上となっております。立地の際には樹木や芝生などの緑地面積と噴水や池などの修景施設や広場、太陽光発電施設などの環境施設面積の割合について、これまでは国の準則により全国一律の判断基準となっておりますが、本年4月の法の一部改正において、町村が新たに準則条例を定めることで緩和できるようになったことから、新たに本条例を制定するものでございます。

法の改正の趣旨は、都市部等の開発が進んでいる地域と同率の規制割合を後進地である中山間地域に適用する必要性が薄いと改正趣旨に基づき、山林に囲まれた緑地確保の必要性が低い当町においては、緩和することで企業誘致につながるものと判断したものでございます。

では、議案のほうをごらんをいただきたく思います。

第1条については趣旨、第2条で定義をうたっております。

第3条で、準則条例として定める面積割合を定めておまして、神河町全域を対象として、樹木や芝生などの緑地面積の敷地面積に対する割合は、国の準則では100分の20以上とされているところを100分の5以上に、修景施設や広場等の環境施設面積の敷地面積に対する割合は、国の準則では100分の25以上とされているところを100分の10以上といたしております。

また、第4条では、重複緑地の面積割合を規定いたしておまして、緑地以外の環境施設以外の施設とは、藤棚などで覆われている駐車場や緑化駐車場などをいい、次の同条第1号とは太陽光発電施設のことをごさしまして、これらと重複する土地や屋上または壁面等の緑化施設については、敷地面積に第3条で規定をしております緑地面積率5%を乗じた面積の100分の50を超えて緑地面積に算入することはできないというもので、国の準則では100分の25となっておるところでございます。

第5条につきましては、立地する工場や事業場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にまたがっている場合の取り扱いについて定めたもので、町長が当該地方公共団体の長と協議して定めるものといたしております。

以上、詳細説明とさせていただきます。どうぞ御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。これも一つ解釈だけを教えていただきたいんですが、この事業の対象になるのは、先ほど資料1で説明していただきましたように、製造業、それから電気、ガス、熱供給業という、この4種類やと思うんですね。その中で、この5条を見ますと、隣接町にまたがる分の協議の関係ですが、ここにも製造業等という表現がしてありますので、この「等」の中に残りの3事業が含まれているという、そのような理解でいいんでしょうか。その点お願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。三谷議員が今御質問されたとおりで、含まれるということでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、ないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第106号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第106号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第12 第107号議案

○議長（安部 重助君） 日程第12、第107号議案、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第107号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町ケーブルテレビネットワーク設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

神河町超高速ブロードバンド基盤整備事業は計画どおり進捗しており、平成31年3月には町内で同一のサービス、地デジ視聴とBS・CSのパススルーによる視聴、対応

したテレビでは4K・8Kの放送の視聴、それらの提供が可能となります。

今回の改正理由は、平成30年3月からの大河内エリア宅内機器の切り換え工事にあわせ、今後不要となる機器等の字句の調整や平成30年3月31日でのCATV電話事業の廃止に伴う条文整備、また、切り換え工事後は新しい放送形態に移行することから、その形態に合わせた利用料金、加入負担金への改定を行うものでございまして、利用料金は月額2,000円を1,800円に、加入負担金は10万円を2万円に減額するものでございます。

また、条例の施行期日は、CATV電話の廃止につきましては平成30年4月1日、その他字句の訂正、利用料、加入負担金の改定につきましては、大河内エリアの切り換え工事にあわせ平成30年3月1日としております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、情報センター所長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

藤原情報センター長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 情報センター、藤原でございます。それでは、第107号議案について、新旧対照表により御説明を申し上げます。提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。新旧対照表をお願いいたします。

第4条は、字句の訂正でございます。

第5条第4号は、今回の工事でテレビ用の光回線終端装置V-ONUを加入者宅に設置する必要がございますので、その用語整備でございます。

同じく第5号は、当分の間、神崎エリアのインターネット接続につきましては、ケーブルモデムを利用いたしますが、大河内エリアにつきましては、平成30年3月からインターネット加入者宅の告知端末機をD-ONUに切りかえますので、そのための字句訂正でございます。また、神崎エリアも切り換え時にはインターネット加入者宅にはケーブルモデムに切りかえてD-ONUを、テレビ用に前号のV-ONUを設置いたします。

第6号は、字句の訂正でございます。

第6条第5号は、ケーブルテレビ電話の廃止に伴う条文整備でございます。

第11条は、加入負担金の改正でございます。現行の加入負担金10万円は、テレビを見るための機器代と告知放送やケーブルテレビ電話を行うための機器の購入費とその設定費を基本に設定したようでございます。改正後の加入負担金も今回の事業で使用するテレビ用の光回線終端装置V-ONUの機器代とその設定費を基本に2万円とするものでございます。加入後の加入負担金につきましては、議決をいただければ、大河内エリアの切り換え工事が開始され、新しい放送形態が開始される平成30年3月1日からの適用を考えております。現在、加入負担金につきましては、地方創生関連事業の施策

によりまして、一定条件はございますが、免除をしており、平成29年度中に御負担をいただいた実績はございません。

第13条は、告知端末機の設置が必要になることによる条文の整備と別表の改正で、15条において基本料金を1,800円に改定することにいたしております。そのため、神崎エリアでBS放送視聴のために貸し出ししておりますセットトップボックスのレンタル料を現状の200円から無料、ゼロ円にするものでございます。

第15条は、現行の基本料金2,000円、神崎エリアではBS放送が通常では使用できないことによる減額措置で1,800円としておりますが、これを全町一律で1,800円とするものと、それに伴う条文整備でございます。ケーブルテレビの基本料金は2,000円となっておりますが、切りかえ後は神崎エリアもBSパススルーによりセットトップボックスを介することなくBS放送が視聴できることになり、大河内エリアと同等の環境になります。CS放送につきましても、個人的に契約が必要ですが、パススルーでの視聴が可能であり、加えて、平成30年12月からの放送が開始される4K・8K放送にも対応したテレビであればパススルーで番組視聴ができるなど、その機能が向上いたします。それらを勘案し、新しい放送環境後の基本料金につきましては、総務グループ、政策調整会議で協議し、現状の神崎エリアの減額後の1,800円を基本として設定することにいたしております。

利用料について、詳細に説明させていただきます。資料1をごらんください。まず、平成28年度決算額からインターネット経費と臨時的な工事、積立金を控除した金額をケーブルテレビ事業を運営する事業費として算定いたしております。それを人件費と番組制作費、修繕費、庁舎の管理費と機器のリース料に項目分けをさせていただいております。その運営経費を単純に加入者数で割った場合、月額2,772円が必要となっております。提案しております1,800円は、おおむね人件費と修繕費のうち同一理由による障害復旧費、支障移転費で支払い金額が30万円以上の部分を控除した部分を加入者人数で割ったものとほぼ同額となります。

また、1,800円という金額を近隣のケーブルテレビ局と比較したのが資料2のとおりでございます。オレンジで示している部分が基本料金で視聴できる範囲でございます。同じ公設で事業を行っております朝来市では、基本料金が1,500円と神河町より低額ではございますが、その範囲で視聴できるのは地上波デジタルの部分だけでございます。BSデジタル以上を視聴するためにはセットトップボックスの契約が必要であり、セットトップボックス代500円を加算いたしますと、月額2,000円となります。今回の改正では、神河町の場合、1,800円で地上波のデジタル、BSデジタル、契約が別途必要とはなりますが、CSデジタルの視聴が可能となります。

資料3につきましては、今回の料金改定の内容となります。

まず、神崎エリアでございますが、放送形態別に説明させていただきます。

まず、現状ですが、放送形態を地上波デジタル、BSデジタル、CS多チャンネルに

分けて説明させていただきます。まず、地上波デジタルは、K－n e tの局舎から電波を配信し、その視聴料は1,800円ということになっていただいております。BSデジタルは、姫路ケーブルテレビの電波を配信し、セットトップボックス経由で視聴ができ、その金額が200円となります。その合計金額が大河内エリアと同額の2,000円という設定をさせていただきます。CS多チャンネルにつきましては、姫路ケーブルから電波を契約されている方に配信し、デジタルパックとして代金を支払っていただいております。セットトップボックスのレンタル料ですが、BSだけの視聴として、1台目は200円をいただいております。2台目以降につきましては400円が必要となります。また、姫路ケーブルとデジタルパックを契約されている加入者の方につきましては、セットトップボックスの代金はデジタルパックの代金に含まれる形になります。

これが、真ん中の段ですが、切り替え期間中、神崎エリアにおきましては平成30年6月から平成31年の2月を予定させていただきますが、切り替え前、今と現状は変わらないんですが、地上波デジタルの部分、K－n e tのほうから電波を配信し、その視聴料は1,800円です。BSデジタルにつきましては、現状と同様に姫路ケーブルテレビからの電波を配信し、セットトップボックス経由で視聴となりますが、今回、この料金を無料とさせていただきます。CS多チャンネルにつきましては、現状と変更はございません。

切り替え後につきましては、地上波デジタル、BSデジタル、CS放送は全てK－n e tの局舎から電波を配信し、その視聴料が1,800円となります。CS多チャンネルにつきましては、個人契約でも視聴いただけますし、現状のデジタルパックによる視聴も当分の間可能でございます。

次に、大河内エリアでございます。

現状ですが、神崎エリアと同様に、放送形態別に分けて説明させていただきます。地上波デジタル、BSデジタルは、K－n e tの局舎から電波を配信し、その視聴料が2,000円でございます。CS多チャンネルにつきましては、姫路ケーブルからの電波を契約されている方に配信し、デジタルパックとして料金を支払っていただいております。大河内エリアのセットトップボックスにつきましては、アナログテレビでの視聴用にレンタルされている場合等でございます。1台400円が必要となります。また、デジタルパックに契約されている加入者は、セットトップ代金はデジタルパック代金に含まれる形になります。

これが、切り替え期間中、大河内エリアにつきましては平成30年の2月から平成30年9月を予定させていただきますが、切り替え前の地上波デジタル、BSデジタルにつきましては、同様にK－n e tの局舎から電波を配信いたします。その視聴料を今回1,800円に改定いたします。CS多チャンネルにつきましては、現状と変更はございません。

切り替え後は、地上波デジタル、BSデジタル、CS放送につきましては、全てK－

n e t の局舎から電波を配信し、その視聴料が1,800円となります。CS多チャンネルにつきましては、個人契約でも視聴いただけますし、現状のデジタルパックによる視聴も当分の間可能となります。

両エリアとも切りかえが完了すれば、地上波デジタル、BSデジタル、CS放送につきましてはパススルーで視聴ができ、また、4K・8K放送にも対応することとなります。

資料4につきましては、今回改正させていただきます加入負担金、基本料金の適用時期でございます。現在、神崎エリアは光ケーブルの敷設を行っておりますが、既に光ケーブルが敷設されております大河内エリアにつきましては、平成30年3月から切りかえ工事を開始いたします。神崎エリアの切りかえは平成30年6月からですが、加入金、負担金とも、その大河内エリアの切りかえ時期である平成30年3月1日にあわせて料金を改定するものでございます。

今後、新規に加入される方で加入金免除の対象に該当しない方からの申し出もあることも予想されますが、加入時期の検討をいただくなどしながら、留意したいと思っております。

新旧対照表に戻っていただき、20条以下の改正は、字句の訂正や、ただいま御説明申し上げた事柄の別表の改正となります。

この条例の施行日ですが、第6条第1項第5号の改正規定、ケーブルテレビ電話の廃止につきましては平成30年4月1日からの施行、その他の改正規定につきましては平成30年3月1日の施行といたします。

用語集もつけておりますので、またごらんください。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。5条の字句の変更いうんですかね、例えばONUをV-O NU、告知端末機をD-O NUにかえられるということで、こちらの施行が30年の3月1日からということだったんですけども、先ほどの資料4を見ましたら30年の3月から切りかえ時期なので、この大河内エリア宅内工事が30年の9月までやられるということなので、いわゆるONUやら告知端末機が30年の9月まではまだ利用されている家庭が残ってるということになっているのではないかと思うんですけども、まるっきり3月1日に字句を削除というか変更してしまっても問題ないですかね。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 小寺議員さんのおっしゃるとおりでございます、その間、機械等は残っておりますが、切りかえまでに使うという部分につきましては、告知端末機のインターネットの部分は確かに使うんですが、将来的には切りかえをして

しまうということで、今回あわせて字句の訂正ということで削除をさせていただいております。事業自体はそのまま継続で使わせていただく形をとりたいとは思っております。ただし、新たな設置とかいう部分については、もう既に新たにつけることはございませんので、削除してしまっても特に問題はないと思っております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。

引き続き、小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。引き続きで申しわけありません。

済みません。資料1のことでお聞きしたいんですけども、料金シミュレーションで1,800円にされた根拠とございますか、計算のやつが載っているんですけども、いわゆる経費に対して1,800円の利用料収入では年間4,000万程度の赤字ができるという計算なのかなと思うんですけども、この4,040万程度はどういうふうに補填されるつもりなんですかね。わかりますか。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） 藤原でございます。おっしゃるとおり4,000万程度の赤字ということで、現状につきましてもほぼ同額の部分での一般財源の補填をしている部分がございますので、現状どおりという形にはなるんですが、近い将来いいますか、委員長報告にもありましたように、近い将来、指定管理の部分とかに移行する予定をさせていただいておりますので、その部分の中でペイできればなということは考えてはおります。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。先ほど小寺議員の1点目の質問も含めてですけど、ONUの部分ですね。この条例が3月1日から施行されるという形になってますので、実際ONUは使っているけど料金は取りませんよという形になってくる現実が出てくるという、そのような理解でいいのかなと思うんですが、それはそれでよろしいんでしょうか。

○議長（安部 重助君） 藤原情報センター所長。

○情報センター所長（藤原 秀洋君） ONUにつきましては、今まで、どう言ったらいいんですか、大河内エリアにつきましては、一体型のONUを使っております、ONUというくくりで一つにしとったんですけど、今回、その中のV-O NUにつきましては、古いほうの放送機械の間はそちらのほうに放送を入れますので、V-O NUにつきましては、そのまま生きた形での利用をいたします。使わないのは、一体型の筐体の中にあるD-O NUということで、告知端末につながっている部分については使えなくなってしまうんですけど、V-O NUにつきましては、古いほうの機械から切りかえまですべて電波流しておりますので、それを使うということで御理解をいただければと思います。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第107号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第107号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第108号議案

○議長（安部 重助君） 日程第13、第108号議案、神河町情報公開条例及び神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第108号議案の提案理由及び内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町情報公開条例及び神河町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

平成29年5月に施行された個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、個人情報の定義を明確化するとともに、要配慮個人情報の取り扱いを定めるため、一部改正を行うものでございます。

また、個人情報保護条例の見直し等について（平成29年5月19日付総行情第33号総務省大臣官房地域力創造審議官通知）に基づく改正についても、今回の改正にあわせて行います。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第108号議案について御説明を申し上げます。

平成27年9月に個人情報の保護に関する法律について、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備等を内容とする改正が行われました。平成28年5月には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についても、個人情報の定義や要配慮個人情報に関する規定等に関して、個人情報の保護に関する法律の改正を踏まえた改正が行われています。

さらに、個人情報の保護に関する基本方針も改正をされております。平成28年10月28日の閣議決定でございますけれども、地方公共団体は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正の趣旨に従って条例を改正し、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に関する規定の整備等を行うことが要請をされています。

これらの改正に伴い、神河町情報公開条例及び神河町個人情報保護条例の一部を改正するほか、個人情報保護条例の見直し等について、先ほど町長提案でありました総務省大臣官房地域力創造審議官通知に基づいて、オンライン結合を用いた個人情報の提供に当たっての要件等についても所要の改正を行うものでございます。

まず、議案の1ページをごらんいただきたいと思います。まず、第1条につきましては情報公開条例の一部改正、そして第2条については個人情報保護条例の一部改正であります。内容につきましては、情報公開条例においては、法の改正の趣旨に従い、個人情報の定義を明確化する改正を行うものでございます。

次に、個人情報保護条例においては、大きく4つの項目についての改正を行っております。1つ目につきましては、個人情報の定義の明確化でございます。2つ目は、要配慮個人情報に関する規定の整備、3つ目が、オンライン結合を用いた個人情報の提供に当たっての要件の見直し、4つ目が、個人情報の利用及び提供の制限の見直しでございます。これらを順に説明をさせていただきたいと思います。

まず、1つ目の個人情報の定義の明確化でございますが、法において、身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号やサービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号を個人識別符号として定義をし、これらの符号も個人情報であることが明確化されました。個人識別符号の例といたしまして、身体の特徴を電子計算機、いわゆるパソコンでありますけれども、パソコンの用に供するために変換した符号とは、DNA、顔、声紋、声の指紋ですが、また手指の静脈、指紋などを電子計算機の用に供するために変換した符号等をいいます。そしてまた、サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号とは、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、マイナンバー、各種保険証の番号等をいいますが、これらの符号は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることから、従来から個人情報に該当しますが、法の改正の趣旨に鑑み、条例を改正し、個人識別符号を定義化することにより、これらの符号も個人情報であることを明確化するものでございます。

次に、2つ目の要配慮個人情報に関する規定の整備についてでございますが、今回、法において、要配慮個人情報の定義が新設をされ、その取り扱いについて、特に配慮を

要することとされたことから、個人情報保護条例においても、もともと収集制限を行っていた思想、信条、宗教及び犯歴、また人権に関する事項等からさらに集めてはいけない情報の範囲を広げて明確化を図るものとしたしております。本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害をこうむった事実、その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報として新たに定義を行うものでございます。

次に、3つ目のオンライン結合を用いた個人情報の提供に関する要件の見直しでございますけれども、これにつきましては、国の取り扱いやこれまでの運用状況を踏まえ、個人に不利益を与える可能性が極めて低いと考えられる本人への提供や法令に基づく提供にあっては、神河町個人情報保護審査会の意見聴取の対象外とする改正をするものでございます。個人情報保護条例の見直し等について、総務省通知によりますと、行政機関個人情報保護法ではオンライン結合を禁止しておらず、地方公共団体においてもITの活用により行政サービスの向上や行政運営の効率化を図る上でも、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、その見直しの必要性がうたわれております。当町においては、平成30年度からコンビニエンスストアにおいて住民票等の交付が可能となるよう整備を進めており、当該整備にあわせて、住民票等の個人情報を請求する本人に当該個人情報を提供する場合等においては、審査会に諮ることなくオンライン結合が可能となるよう所要の改正を行うものでございます。オンライン結合とは、電子計算機、いわゆるパソコンを通信回線を用いて結合することをいいます。

最後に、4つ目の個人情報の利用及び提供の制限の見直しですが、現行の条例において、実施機関において個人情報を収集した目的外の利用及び実施機関外への提供については原則禁止とされていますが、例外規定を一部設けております。行政機関個人情報保護法においては、当該例外規定の中に実施機関が所掌事務の執行に必要な限度で利用する場合であって、相当の理由がある場合に限り、目的外利用及び実施機関外への提供を認めていることから、当町の条例中にも行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえて規定を追加するものでございます。

それでは、大変前段長くなりましたけれども、新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思っております。まず、情報公開条例の第7条に規定する部分につきましては、先ほど申しました4つのうちの個人情報の定義の明確化に係る内容を示しております。第13条及び2ページ目の第35条は、字句、表現の変更でございます。

次に、個人情報保護条例第2条の第2号に関する部分につきましては、個人情報の定義の明確化に関する部分、3ページの第3号に関する部分につきましては、要配慮個人情報に関する規定の整備でございます。第6号及び第6条第2項第5号は字句、表現の変更、第3項は要配慮個人情報に関する規定の整備、4ページの第7条の第3号、第4号は個人情報の利用及び提供の制限の見直し、第6号は字句、表現の変更、第8条はオンライン結合を用いた個人情報提供に当たっての要件の見直し、5ページの第16条及

び第19条は字句、表現の変更でございます。

以上が詳細説明でございます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第108号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第108号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第14 第109号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第109号議案、神河町印鑑条例及び神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第109号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町印鑑条例及び神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

来年4月からマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアにおいて住民票、印鑑登録証明書等を取得することができるサービスを開始するに当たり、印鑑証明の申請手続についての取り扱いを定め、及び住民票証明発行手数料について本庁等での窓口発行手数料との整合性を図るため、改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、第109

号議案の詳細説明をいたします。

予定としましては、来年4月1日から、マイナンバーを利用してコンビニエンスストアで住民票、印鑑登録証明書等を取得することができるサービスを開始いたします。取得できる証明書といたしましては、住民票、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得課税証明書、戸籍謄抄本、戸籍付票となります。多機能端末機、別名キオスク端末があるコンビニであれば全国どこでも利用することができ、年末年始、12月29日から1月3日を除いて曜日に関係なく、戸籍以外は午前6時30分から午後11時まで、戸籍につきましては、役場の開庁時間と同じ平日の午前8時30分から午後5時15分まで利用することができます。これらのサービスを始めるに当たり、神河町印鑑条例及び神河町手数料条例の一部改正が必要となります。

まず、神河町印鑑条例につきましては、第15条、多機能端末機による印鑑登録証明の申請を追加いたしました。第1項につきましては、コンビニで多機能端末機でマイナンバーカードを使用して暗証番号を入力することにより印鑑登録の証明を申請することができる。第2項では、多機能端末機に入力する暗証番号は、マイナンバーカードの暗証番号とするというものです。ほかの条項の改正につきましては、15条の追加に伴い、あわせて改正をするものです。

また、役場窓口での印鑑登録証明書の発行につきましては、これまでどおり印鑑証明書、印鑑証明のカードの提出が必要です。マイナンバーカードでの発行はできません。

次に、神河町手数料条例に参ります。第5条、免除につきましては、第2項、貧困その他の特別な理由があるときは手数料の免除ができるとありますが、追加をする第3項では、コンビニ交付では、第2項の対象者であるかどうかの認定をコンビニ職員ではできませんので、第2項の適用はしないものとするものです。

次に、別表の住民票の写しの交付につきましては、コンビニ交付の場合、システム上5人までと5人を超える場合との料金を変えられないため、一律5人までの200円とし、それにあわせて庁舎での交付につきましても同様の扱いといたしました。

コンビニ交付は、役場へ行かなくても、多くの人がいろんなことで利用をする全国のコンビニで、曜日を問わず、また、役場の開庁時間以外でも役場で取得するのと同じ料金で諸証明を取得することができるようになる予定です。今後は、コンビニ交付だけでなく、図書館の町外での利用であるとか、各種申請において必要な諸証明の省略ができるなど、マイナンバーカードのメリットについて町民の皆様にご理解いただき、マイナンバーカードの普及に努めてまいりたいと思います。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。第15条につきましては、コ

コンビニでの交付の仕方の要領ということでわかるんですけども、7条の3項、4項につきましては、多分役場の窓口で発行する場合の規定だと思います。この3項、4項を外してしまうと証明書なしでも出る格好になるんでないでしょうか。というのは、3項、4項を残した上で15条を追加されるんでしたら、役場に来られる場合は出してくださいよ、コンビニで使われる場合は15条のことで発行できますという意味になると思うので、3項、4項を削れば余計ややこしくなりませんでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 藤原資広議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回のこの条例改正なんですけれども、申請と交付を整理をいたしました。申請につきましては、14条の第1項、登録者は、町長に対して印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証明書交付申請書に登録証を添えてしなければならないと、これは役場窓口業務での申請について定めたものです。ということで、印鑑登録証明書の交付を申請に改めました。

次に、コンビニでの申請、同じく申請につきましては、追加をいたしました第15条、多機能端末機による印鑑登録証明の申請と、ここで同じく申請の、コンビニでの申請についてここで定めております。

そして次に、交付につきましては、第13条、ちょっとこれわかりにくい表現もちょっと変えたんですけども、第13条の修正後ですね、印鑑登録の証明ということで、印鑑登録の証明は、登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影を写した印鑑登録証明書に次に掲げる事項を記載し交付することによって行くと、この交付することによって行うという部分が交付事務について定めたものです。

ということで、この7条の3項につきましてはの申請は、14条第1項に重複してますので削除をすると、それから、7条の第4項の交付につきましては、第13条の修正分と重複するということで削除をいたしました。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 松山です。今、藤原資広議員のちょっと質問にも関連するんですけども、先ほど交付についての説明で、新旧対照表の改正後のほうの交付については13条がそれに当たるというふうに説明されましたが、この交付についてのこれは、どういうんですか、中身の内容ですかね、こういうことを記載するという、それでもって交付するということであって、実際、窓口での交付という行為については、新旧対照表の改正前の14条の第3項に、2行目ですね、当該申請が適正であることを確認した上で、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付しなければならないという、その確認行為とか、そういった窓口ですべき注意点については、旧の、改正前のものについては交付という形での注意事項も含めたことが記載してあるんですけども、

新しいほうについては、窓口業務に対する確認事項とか、そういったことが全然うたわれてないというか、省かれてしまっているんですね。それでいいのかどうかというところもちょっと教えていただきたいと思います。

それともう1点ですけれども、次のページ、新旧対照表の2ページで、改正前の第15条については16条と数字を変えるんですけれども、1項目の文章ですね、内容については省略ということで、変更されないというふうに理解させていただいたんですが、その1項目の文章が、例規集を見せていただいているんですけど、もとの15条の中には第7条第4項の規定にかかわらずという文章があるんですね。その第7条の第4項というのは、新旧対照表の第7条のところでは3、4項はもう削除されるというふうに書いておられますので、その文章はやはり修正しなければいけないのではないかなというふうに思うんですけれども、その2点、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） まず1点目の御質問につきまして、松山議員の質問に対して御回答をさせていただきます。

第14条の第3項なんですけれども、これは削除する条項なんですけど、登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であるかということを確認した上でという文言が抜けているという御指摘やと思います。この登録証及び印鑑登録原票の確認につきましては、第4条のところで登録申請の確認というところで、登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることこの確認をまずここでを行います。ほんでその確認の方法につきましては、この2項、3項でうたっております。

それで、今回、申請、交付という事務につきまして、この条例につきまして整理をしたわけなんですけれども、14条第3項のこういった文言、交付につきまして、13条を修正をして、そっちへ定め直しをしたという格好になっただけなんですけれども、13条の中のこの文面の中にはちょっと具体的には明記はしておりませんが、そういったことの確認をした上で発行するという意味での改正をしております。

それから、2点目につきましては、ちょっと休憩……。

○議長（安部 重助君） 暫時休憩をとります。

午後2時12分休憩

午後2時25分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

今、第109号議案についての審議をしておりますが、若干文言修正、いろいろございますので、ここで再度休憩をとります。再開を14時45分といたします。

午後2時25分休憩

午後 2 時 4 8 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

追加日程第 1 第 1 0 9 号議案の撤回の件

○議長（安部 重助君） ここで、追加日程第 1 として、第 1 0 9 号議案の撤回の件を議題といたします。

先ほど町長から提出された第 1 0 9 号議案、神河町印鑑条例及び神河町手数料条例の一部を改正する条例制定の件について、撤回の請求がありました。町長から第 1 0 9 号議案の撤回の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 0 9 号議案につきまして、改正条例案の文言整理が不十分な点を確認されましたので、本議案の撤回をお願いし、次期 3 月定例会に再度御提案をさせていただきたく思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（安部 重助君） お諮りします。ただいま議題となっています第 1 0 9 号議案の撤回の件を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。第 1 0 9 号議案の撤回の件を許可することに決定しました。

日程第 1 5 第 1 1 0 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 1 5、第 1 1 0 号議案、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 1 0 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

職員の給与決定につきましては、地方公務員法第 2 4 条第 3 項の均衡の原則に基づき、国家公務員を基本とし、兵庫県及び県下各市町の状況と町の状況を総合的に勘案し、改定の判断をしているところであり、このたびの改正についても人事院勧告を受け、国家公務員の動向、兵庫県の状況、県下各市町の状況を照らし合わせ改定を行うものでございます。

その改定の内容は、以下の 2 点でございます。

まず 1 点目は、勤勉手当の支給率の改定でございます。ことしの人事院勧告において、国家公務員の勤勉手当を 0.1 カ月引き上げる勧告があり、勤勉手当の年間支給月数は昨

年1.7カ月から1.8カ月に引き上げる改正でございます。

2点目は、俸給表の改正であります。俸給に関する本年度の人事院勧告は、官民較差631円、率にして0.15%を引き上げる内容のもので、引き上げ額としては行政職一表の初任給を1,000円引き上げ、そのほかの号給については、再任用職員を含め400円を基本に引き上げるものでございます。

同様に、医療職の俸給表については、行政職との均衡を基本に1,300円から400円の改定を行います。

また、技能労務職の給料表についても行政職との均衡を基本に1,000円から400円の改定を行います。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほど町長提案にありましており、改正の内容は、1点目は勤勉手当の支給率の改正、2点目は俸給表、いわゆる給料表の改正でございます。

それでは、まず、新旧対照表に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。議案の15ページの次のところに新旧対照表がございますので、ごらんをいただきたいと思います。

まず、第32条の勤勉手当についてでございますが、これは本年度の人事院勧告を受け、勤勉手当の年間支給率100分の170を100分の180に0.1カ月分の改正を行うものでございます。

なお、今年度対応としましては、年間の支給月数のうち6月支給分は既に支給済みですので、6月の改定は行わず、100分の85のままとし、12月支給分を100分の85から100分の95に引き上げる改正でございます。

再任用職員も同様に、6月については100分の40のままとし、12月支給分について、100分の40を100分の45に改めるものでございます。

また、附則の改正につきましては、55歳を超える職員の給与の減額支給に係る改正内容でございます。

なお、今人事院勧告にあります55歳を超える職員の給与等の1.5%減額支給措置の廃止につきましては、神河町職員の給与に関する条例の附則第17項において、減額支給期間を平成30年3月31日までの間とっておりますので、平成30年4月1日以降は自動的に減額措置は廃止となっております。

次に、新旧対照表の2ページの別表第1の改定でございますが、これは行政職給料表でございまして、民間の初任給との間に差があることを踏まえて、1級の初任給を1,0

00円引き上げ、それにあわせて若年層についても同様の改定を行うこととしています。以降、順次引き上げ額は少なくなり、若年層以外については400円の引き上げを基本とした改定になっております。再任用職員については400円を基本とした引き上げでございます。

続いて、7ページをごらんいただきたいと思います。7ページの別表第2につきましては、医療職給料表（一）でございます。これは病院に勤務する医師に適用する給料表でございます。これも行政職と考え方は同じで、民間との比較により初任給を1,200円の引き上げを行い、以降、順次引き上げ額を少なくし、若年層以外では400円を基本とした引き上げとなっております。再任用職員については400円を基本とした引き上げでございます。

次に、11ページからの別表第3をごらんください。別表第3は医療職給料表（二）でございます。病院等に勤務する薬剤師、栄養士、その他医療技術者に適用する給料表でございます。さきの給料表と同じ考え方で、初任給を1,000円引き上げ、以降、順次引き上げ額を少なくし、若年層以外では400円を基本とした引き上げとなっております。再任用職員については400円を基本とした引き上げでございます。

次に、15ページをごらんください。別表第4につきましては、医療職給料表（三）でございます。病院等に勤務する看護師、准看護師に適用する給料表でございます。これも同様の考え方で、初任給を1,200円引き上げ、以降、順次引き上げ額を少なくし、若年層以外では400円を基本とした引き上げとなっております。再任用職員については400円を基本とした引き上げでございます。

あわせて、条例ではございませんが、参考としてつけさせていただいております技能労務職給料表につきましても同じ考え方で、初任給及び若年層1,000円の引き上げを行い、若年層以外では400円を基本とした引き上げとなっております。再任用職員については400円を基本とした引き上げでございます。

次に、神河町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第2条による改定内容でございます。議案に戻っていただきまして、議案の14ページ、15ページをごらんいただきたいと思います。これは第1条で改定をします第32条の勤勉手当の平成30年度以降の支給月数を定めるものでございます。第1条で、本年については6月の支給が終わっているため、12月の支給の際に年間の引き上げ分0.1月分を改定いたしました。平成30年度以降は6月及び12月の支給月数を本来の月数に戻す条例でございます。平成30年4月1日からは6月、12月それぞれを100分の90に改めるものでございます。

また、再任用職員も同様に、6月及び12月ともに支給月数を100分の42.5に改めるものでございます。

なお、本議案の第1条の改定につきましては、平成29年4月1日にさかのぼって適用を行い、第2条の改定につきましては、平成30年4月1日からの適用を行うもので

ございます。

以上が主な改正内容でございます。これらの改正内容につきましては、全て今年度の人事院勧告に基づく町条例の改正でございます。先ほど人事院勧告の骨子につきまして参考資料もお配りをさせていただいておりますが、あわせてごらんをいただき、御審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。ちょっと本題と離れますが、きょういただいた資料の中に、2ページになるんですかね、その他のところの(3)番、非常勤職員の給与いうところがあって、非常勤職員についてもやはり勤勉手当について、非常勤職員に対しても配慮せよというようなことの各府省に指導したというようなことがちょっと書いてあるんですけど、それを根拠にしてちょっとお尋ねしたいんですが、神河町の中でも、職員ですね、役場もいろんな出先も含めて、非常勤職員がいらっしゃいます。ここでは嘱託職員、それから常勤的な臨時職員もいらっしゃると思うんですが、そういった人たちの別途支給、あれは条例まで行っているのか、ちょっとわからへんのですが、そういった決めがありますが、こういった人事院勧告を受けて、期末手当、勤勉手当等に変更があったときについては、ある程度そういった職員の方にも配慮がされているのかどうか、その辺だけちょっと確認をしておきたいと思うんです。お願いします。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。山下議員の非常勤職員の是正についてのお尋ねでございます。

神河町におきましては、嘱託員、それから臨時職員ということで在籍をしております。その中で、この一時金の支給につきましては、嘱託員のみのお支給とさせていただいております。本年の10月1日に最低賃金の改正がございました。819円から844円であったかと思いますが、その際に、最低賃金につきましては、850円からということで賃金細則の改正を行いまして、そして臨時職員につきましては、最低賃金額を900円ということで是正をさせていただきました。

あわせまして、一時金につきましては、嘱託員のみということになりますが、従来の年間2.8カ月を2.9カ月ということで、このたびの職員の人事院勧告にあわせて0.1月の是正を行ったところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほか、質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第110号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第110号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第16 第111号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第111号議案、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第111号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員が2歳に達するまでの子について育児休業をすることができる場合を定められたことに伴い、改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。それでは、第111号議案、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件について御説明を申し上げます。

この改正は、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正が行われたことにより、その改正の関連で当条例を改正するものでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律が、非常勤職員が子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日まで育児休業をすることができるものと改正されました。この法改正を受け、神河町職員の育児休業等に関する条例の中で、2歳に達するまでの育児休業をすることができる場合を定める改正を行うものでございます。

その具体的な内容といたしましては、新旧対照表の2ページ、第2条の4をごらんいただきたいと思います。非常勤職員の子が1歳6カ月到達日において育児休業している場合またはその配偶者が子の1歳6カ月到達日において地方等育児休業をしている場合で、かつ子の1歳6カ月到達日後の期間について、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合と定めております。

なお、ここでいう非常勤職員とは一般職の非常勤職員のことであり、再任用短時間勤務職員と任期つき短時間勤務職員のことを指しまして、先ほども御質問ありましたが、神河町の嘱託職員につきましては該当はいたしません。神河町の職員では、再任用短時間勤務職員が該当するということになってまいります。

以上が主な改正内容でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第111号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第111号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第17 第112号議案

○議長（安部 重助君） 日程第17、第112号議案、神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第112号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本条第1条に、以下「農業委員」といいます及び以下「推進委員」というとの略称規定を設けておりますが、これに伴い制定附則の規定にもこの略称規定が適用されること

から、本条例附則第3項を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第112号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第112号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第18 第113号議案

○議長（安部 重助君） 日程第18、第113号議案、中播農業共済事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第113号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播農業共済事務組合同規約の一部変更についてでございます。

現在、神河町、市川町、福崎町及び姫路市で構成する中播農業共済事務組合は、農業災害補償法に基づく農業共済事業に関する事務をとり行っています。今回、農業災害補償法の一部を改正する法律の成立に伴い、法律の題名が農業災害補償法から農業保険法に変更されるとともに、新たに市町が行う事務として農業経営収入保険事業が追加されることから、本規約を変更するものです。

また、この規約は、法律の施行とあわせて平成30年4月1日から施行となります。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（安部 重助君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第113号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立全員であります。よって、第113号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第19 第114号議案

○議長（安部 重助君） 日程第19、第114号議案、平成29年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第114号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町一般会計補正予算（第7号）でございまして、補正予算（第6号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、災害復旧事業等に係る地方債の補正、各手当、共済費等の異動等による人件費の増、賃金改定による賃金の増額、台風21号による公共施設の修繕費及び町有建物災害共済金受け入れ金の増、全国総合賠償補償保険金の補正、創業促進事業における創業申請見込みの増加による補助金の増、公立神崎総合病院事業会計補助金の増、浄化槽管理事業の浄化槽修繕費の増、広域基幹道千ヶ峰・三国岳線工事負担金の増、峰山高原スキー場への直通バス運行に伴う自動車借り上げ料と峰山バスチケット売上金の補正、道路橋梁維持費における橋梁補修工事費の増、若者世帯向け家賃補助金及び若者世帯住宅取得支援補助金の増、台風21号により倒壊した県指定文化財の修理に係る県補助事業の町負担分の増、台風18号、21号により発生した農地及び公共土木施設、観光施設の災害復旧費の補正、そして今回の補正における財源調整として、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,982万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,357万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきまして、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御

審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

児島総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、第114号議案の詳細説明をいたします。

まず、7ページ、第2表、地方債補正をお開きください。1、地方債の変更、5、広域基幹林道開設事業、これにつきましては、千ヶ峰・三国岳線工事費の増額によるものでございまして、450万円増額の限度額を1,620万円にするものでございます。

続きまして、14から16の災害復旧事業の詳細につきましては、最後のページ、25ページをごらんください。まず、14、農業施設災害復旧事業につきましては、台風18号によりまして、峠、農地、畦畔の復旧工事に係るものにつきまして、補助対象事業となる部分に40万円の地方債の増額でございます。続いて、公共土木災害復旧費といたしまして、台風18号による被害を受けました岩屋、高坂川護岸復旧工事、そして台風21号によります為信、谷垣内川護岸復旧工事、そして同じく台風21号の上小田、町道大瀬小原線ののり面崩壊復旧工事につきまして、それぞれ地方債を1,030万円増額でございます。

続きまして、その他公共施設・公用施設災害復旧ということで、観光施設災害復旧事業ということで、観光施設の修繕復旧につきまして、災害復旧事業債を充てるということでございます。かんざき大黒茶屋のカヤぶきの屋根の修繕復旧、そしてモンテ・ローザの屋根、雨漏りにつきまして修繕復旧、そして水車公園のカヤぶき屋根、トイレの屋根の修繕復旧、それに630万円の地方債の増額でございます。

もとの7ページへ戻っていただきますようお願いいたします。これら地方債の増額によりまして、限度額の総額は、2,150万円増額いたしまして、15億9,427万6,000円でございます。

続いて、事項別明細書で説明をさせていただきますので、11ページをお開きください。2、歳入。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税2,494万2,000円の増額でございます。これにつきましては、特別交付税でございまして、今回健康づくり事業に地域おこし協力隊ということで11月1日付で採用いたしました部分で、当初より少しおくらしていた部分がございますので、その部分の減額が21万円、そして県指定文化財の災害復旧に係る保存整備事業に係ります経費の8割相当分が特別交付税にルール分として算入されるということで、2,515万2,000円の増額でございます。これによりまして、特別交付税の予算措置につきましては、4億2,274万2,000円の計上となります。

続きまして、12款分担金及び負担金、1項分担金、1目災害復旧費分担金、1節農林水産施設災害復旧費分担金124万2,000円の増額でございます。これにつきましては、台風18号によります峠、畦畔の復旧工事に係りますところの受益者分担金で

ざいます。

2 項負担金、2 目民生費負担金、2 節老人福祉費負担金 1 万 8,000 円の増額、これにつきましては、老人福祉施設入所費用徴収金ということで、12 月から新たに 1 名、養護老人ホームへの入所の措置が 1 人ふえたことによります徴収金の増額でございます。

14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、2 節保険基盤安定負担金 9 万 7,000 円の増額でございます。これにつきましては、国民健康保険の基盤安定負担金の確定によるものでございます。4 節児童手当交付金 161 万 6,000 円の増額、これにつきましては、支給対象事業の実績見込みによる補正をいたしておるところでございます。3 目災害復旧費国庫負担金、1 節公共土木災害復旧費負担金 666 万 6,000 円につきましては、台風 21 号によります上小田の町道大瀬小原線の補助事業に係るところの負担金でございます。

国庫補助金、4 目土木費国庫補助金、2 節住宅費補助金 306 万 3,000 円の増額でございます。これにつきましては、社会資本整備総合交付金の定住促進に係る部分の増額でございます。若者世帯向け家賃補助に係るものが 53 万 8,000 円、住宅取得支援事業の補助金につきましては 252 万 5,000 円ということで、いずれも当初に予定しておりましたよりも申請者が増加したところの中で、それぞれの国からの交付金の増額要望をしているというところでございます。

続いて、12 ページをお開きください。15 款県支出金、1 項県負担金、2 目民生費県負担金につきましては、それぞれ先ほど国の支出金で申し上げましたとおり額の確定によるもの、そして児童手当交付金につきましては、支給対象児童の実績見込みにより補正をいたすものでございます。

2 項県補助金、2 目民生費県補助金、4 節児童福祉費補助金 60 万円の増額、これにつきましては、子ども・子育て支援交付金の増額でございます。学童保育クラブにおけます本年度障害児 1 名が入ってきましたので、それに対応するための経費が増加をいたしまして、それに対応するための補助金でございます。4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金 45 万円、これにつきましては、人・農地問題解決推進事業補助金ということで、猪篠区の人・農地プランに基づきますところの農地集積の実績に伴いまして増額をいたすものでございます。9 目災害復旧費県補助金、1 節農林水産施設災害復旧費補助金 152 万 6,000 円の増額でございます。これにつきましては、先ほど来から言ってます台風 18 号による峠、農地、畦畔復旧に係るものでございます。

3 項県委託金、総務費県委託金 1 万円につきましては、統計調査費委託金で、県からの委託金の交付通知に基づきまして増額をいたすものでございます。

18 款繰入金、1 項他会計繰入金、4 目土地開発事業特別会計繰入金 3,244 万 9,000 円の増額でございます。これにつきましては、当初、しんこうタウンの 3 期分譲に係ります売り上げ収入を 3 区画と予定しておりましたものが 7 区画というふうな見込みになりまして、その部分の増額補正ということで、一般会計に繰り入れすべき補正を

いたすものでございます。

続いて、13ページをお願いいたします。2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金1億3,106万9,000円の増額でございます。これにつきましては、今回の補正の財源調整に係るところのものでございまして、繰入金を増額いたすものでございます。これによりまして、予算上の財政調整基金の残高は15億1,400万9,000円でございます。

20款諸収入、5項雑入、2目雑入、2節雑入2,615万6,000円の増額でございます。主なものを申し上げます。全国総合賠償補償保険金受け入れ金518万円の増額でございます。これにつきましては、砥峰高原山焼きの事故に係るものの受け入れでございます。

続きまして、町有建物災害共済金繰入金813万5,000円、これにつきましては、台風21号の被害に係る公共施設の共済金の受け入れ金でございます。詳細につきましては、24ページをお開きください。まず、観光振興費の中で、観光施設のグリーンエコー、新田ふるさと村、観光交流センターに係るものの災害共済金の受け入れが109万3,000円、そして中学校管理費におけます神河中学校の体育館軒天修繕に係るものの災害共済金が6万7,000円、続いて、体育施設管理費の町民温水プールに係るものが64万8,000円、そして25ページの災害に係る一番最後のその他公共施設・公用施設災害復旧費の観光施設に係るものの災害共済金の受け入れが632万7,000円、合わせまして813万5,000円の増額でございます。

また13ページに戻ってください。続きまして、峰山バスチケット売上金というところで、12月の16日にオープンいたします峰山高原スキー場への直通バスの運行に係る部分の売上金を計上をいたすものでございます。

21款町債につきましては、先ほど第2表、地方債補正で説明をしたとおりでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。3、歳出。歳出全般にわたりまして、各種手当、そして共済費等の異動に伴います人件費の補正を上げさせていただいております。そしてまた、賃金改定に伴う賃金の補正も計上をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等の中の時間外手当100万円の増額でございます。これにつきましては、総務課職員の時間外勤務手当でございまして、過去の平成27、28の決算見込みを見ながら、これからの事務量を勘案する中で、不足分を計上をいたすものでございます。22節補償、補填及び賠償金518万円、これにつきましては、先ほど歳入のところでも申し上げたとおりでございます。6目企画費、19節負担金、補助及び交付金160万円の増額でございます。これにつきましては、創業促進事業補助金の増額でございまして、これも申請者がふえてきたというところの中で、不足分を増額をいたすものでございます。

続いて、15ページをお願いいたします。2項徴税費、2目賦課徴収費、11節需用費4万9,000円の増額でございます。これにつきましては、消耗品費ということで、新たに平成29年度分の確定申告からその申告書のデータを税務署のほうへ一部電子データで送信をすることになりました。これによりまして、それに必要となるプリンター等の消耗品を購入する必要があるというところで増額補正をさせていただいております。

続いて、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金46万1,000円、これにつきましては、それぞれ額の確定によるものの補正でございます。2目老人福祉費のうち8節報償費3万円、そして20節扶助費のうち老人保護措置費72万8,000円、これにつきましては、先ほど歳入のところで申しました12月から養護老人ホームの措置が1人ふえたというところの必要経費でございます。続いて、20節扶助費の在宅老人介護用品購入費50万円の増額でございます。これにつきましては、本年4月1日より対象条件を少し緩和をいたしましたところ、利用者がふえたというところの中で、増額をいたすものでございます。3目心身障害者福祉費、20節扶助費30万5,000円の増額でございます。これにつきましては、重度心身障害者（児）就学及び職業訓練等助成金でございます。これも対象者がふえてきたための増額でございます。

続いて、16ページをお願いいたします。7目後期高齢者医療費でございます。19節負担金、補助及び交付金70万円の減額、これにつきましては、広域連合共済経費の分賦金ということで、平成28年度決算によりますところの剰余金が出てきたというところの中で、本年度の負担金が減額となったところでございます。続いて、繰出金、28節繰出金162万3,000円の減額、これにつきましては、保険基盤安定負担金の確定によりますところの減額でございます。

2項児童福祉費、2節児童措置費202万円の増額、これにつきましては児童手当でございます。支給対象児童数の実績見込みがふえてきたための増額でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節負担金、補助及び交付金1億4,000万円の増額でございます。これにつきましては、公立神崎総合病院事業会計の3条予算への補助金というところで、これを増額いたしますと、3条予算への補助金の累計は4億1万6,000円でございます。2目健康づくり対策費21万円の減額につきましては、11月1日付で採用の地域おこし協力隊の人に係る部分の少し採用がおくれたというところの中の減額補正でございます。その中の18節備品購入費25万6,000円の増額につきましては、借家のところの空調を用意しなければならないというところの中で、冷暖房の機器の購入の増額でございます。

2項環境衛生費、1目環境衛生費、3節職員手当等の中で、時間外手当214万4,000円の増額でございます。これにつきましては、環境衛生の事務に係る部分と水防活動に係る部分の増額補正でございます。

3項清掃費、2目し尿処理費、11節需用費140万円の増額でございます。これに

つきましては、浄化槽の修繕費というところで、それぞれ経年劣化により修繕箇所がふえてきたために増額をいたすものでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金45万円の増額でございます。これにつきましては、それぞれ経営転換協力金30万円の減額、これにつきましては、該当者2人の減額というところで減額をするものでございます。耕作者集積協力金25万円の増額につきましては、該当農地の面積の確定によりまして増額をするものでございます。地域集積協力金につきましては、貸し付け面積の確定によりまして、それぞれ増額をするものでございます。5目農業施設管理費、13節委託料14万1,000円の増額でございます。これにつきましては、廃棄物処理業務委託料ということで、台風21号により破損をいたしました水車公園の水車の大きな枠と大型観光案内板が壊れましたので、その処分費を計上をいたすものでございます。

2項林業費、1目林業総務費、19節負担金、補助及び交付金490万円の増額でございます。これにつきましては、千ヶ峰・三国岳線工事負担金で、県の工事量の増額によるものでございます。全体の工事費、工事の負担金につきましては、490万円増額することによって1,800万円の負担金となります。ちなみに工事費に換算しますと1億8,000万円の工事費となります。これによりまして、約550メートルの延長の工事となる見込みでございます。

6款商工費、1項商工費、2目観光振興費、11節需用費218万7,000円の増額でございます。これにつきましては、台風21号の被害に係るものでございまして、詳細は先ほど言いました24ページのとおりでございます。続きまして、3目大河内高原整備費でございます。14節使用料及び賃借料1,052万円の増額でございます。これにつきましては、自動車借り上げ料ということで、歳入のところで申し上げましたように、峰山高原スキー場がオープンいたします期間の間、直通バスを借り上げて運行するという経費でございます。続きまして、18節備品購入費72万1,000円の増額でございます。これにつきましては、ホテルラクシアの厨房備品でございまして、料理提供に欠かすことのできないスチームコンベクションという機器が耐用年数の経過によりまして現在使用不能となっていることから、早急に購入するために増額をいたすものでございます。

続いて、18ページをごらんください。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、15節工事請負費600万円の増額でございます。これにつきましては、道路橋梁補修工事請負費でございまして、町道粟賀・柏尾・貝野線の市場橋の橋台基礎部分の補強工事に係るものでございます。2目道路橋梁新設改良費でございます。この部分につきましては、13節委託料を1,110万円減額し、15節工事請負費を1,110万円増額する組み替え補正でございます。これにつきましては、橋梁長寿命化修繕事業でございまして、本年度の委託料が確定したということに伴いまして、その減額部分を工

事請負費に増額をしながら、修繕箇所を少しでもふやして、この事業の進捗を高めるといところで組み替えをいたすものでございます。

続いて、5項住宅費、1目住宅管理費、19節負担金、補助及び交付金612万7,000円の増額でございます。これにつきましては、それぞれ若者向け家賃補助金、そして住宅取得支援補助金で、当初予定をいたしておりましたよりも申請が多く出てきたといところの中で、不足分を補正をいたすものでございます。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、11節需用費73万円の増額でございます。これにつきましては、本年度は例年になく台風による器具破損、器具庫の破損など突発的な修繕が少し複数して発生をしたことによりまして、修繕料に不足を生じているといところで増額をいたすものでございます。続いて、12節役務費18万1,000円の増額、27節公課費1万7,000円の増額、これにつきましては、本年、財団法人日本消防協会が実施をしております消防団員等福祉共済の一環の福祉増進事業というのがございまして、その中に消防資機材の交付事業というのがございます。それに神河町が応募申請をしておりましたところ、このたび採択をされて、決定がおりてきました。内容につきましては、防災活動車、消防司令車が無償で交付をされることが決定をいたしました。ということで、その無償でいただける消防司令車のこのたびは登録時に必要な経費を計上をいたすといところでございます。なお、納車につきましては、12月末になる見込みでございます。

続きまして、19ページをお開きください。9款教育費、3項中学校費、1目中学校管理費、11節需用費65万円の増額でございます。これにつきましては、台風21号の被害に係るものでございまして、詳細は24ページのとおりでございます。続きまして、19節負担金、補助及び交付金10万円の増額でございます。これにつきましては、各種大会の生徒派遣負担金の増額でございまして、本年度は特に陸上競技部の活躍といところで、近畿大会あるいは全国大会への出場といところの派遣があったために、少し派遣負担金が不足をしてきたといところで増額をいたすものでございます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、19節負担金、補助及び交付金3,194万円の増額でございます。これにつきましては、台風21号の被害に係るものでございまして、詳細につきましては、24ページでございます。24ページをお開きください。24ページの上から3つ目、教育総務費のところ、町指定文化財の埋田神社に係るもの、そして県指定文化財、春日神社に係るもののそれぞれの負担金でございます。その春日神社の負担金に係るところの財源につきましては、特別交付税のルール分といところで、8割相当が算入されるといところでございます。

それでは、20ページをお開きください。6項保健体育費、2目体育施設管理費、11節需用費129万6,000円の増額でございます。これにつきましても台風21号の被害に係るものでございまして、詳細は24ページのとおりでございます。

13款災害復旧費につきましては、台風18、21号の被害に係るものでございまして

て、詳細は25ページのとおりでございます。

最後に、21ページから23ページにかけて、今回の人件費の補正に係りますところの給与費明細書を添付をいたしております。あわせてごらんをいただきながら、よろしく願いをいたします。

それでは、説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 1番、藤原です。災害のただいま説明もしていただいたんですけども、実は委員会でも現地を見させていただきました。質問は、大黒茶屋のカヤぶき、ヨシぶきか、そういうことなんですけれども、一部抜け落ちたりしとんで、そういう部分の修繕、それから、25ページを見よんですけども、水車公園の、委員長報告でもいたしましたんですけども、水車小屋の屋根、これもカヤぶきですね。それから、トイレ等の部分も一部めくれがあったんですけども、この特殊なこういう屋根ふきの工事をどのように、金額が出とんですけども、部分的補修やろうとは思んですけども、この積算と、この業者をどのようにして選ばれとんか、その部分についてまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 石堂地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。このようなカヤぶきの屋根ということで、特殊な屋根でございます。その道の方というのは日本全国少なくなっておられますので、町内の業者さんを通じまして、見積もりの依頼をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございますか。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。まず、15ページの総務費、徴税費の需用費のほうなんですけども、説明のほうでは確定申告において電子データで税務署へ送信すると、そのためのプリンターを購入するという説明でしたけども、電子データの送信でプリンターが必要となってくるというのは、結局、帳票関係をきちっと残すために、その分のコピーとか、プリンターが要るのかなと。電子データの送信とあんまりプリンターというのはちょっと結びつきませんので、その辺のところはどうなのかという点と、あと、時間外手当のほうで、総務の一般管理費のところ100万円、それとあと目につくとこなんですけども、環境衛生費の時間外勤務手当が214万4,000円増加するというところでございますけども、先ほどの説明で、衛生費の関係は水防活動等でふえたという説明であったと思うんですけども、どうもこの金額がちょっと大き過ぎるんじゃないかなという点と、あと、100万について、総務課の職員の平成27年、28年の実績、決算見込み、決算額と比べて今回の決算のほうで100万ほどふ

えるということでしたけども、何か特別な事情があったのか、その辺のところ、この2点についてお伺いします。

○議長（安部 重助君） 和田税務課長。

○税務課長（和田 正治君） 税務課、和田でございます。まず、1点目のところでございます。このたび来年の確定申告に向けまして、先ほど説明がありましたように、データをもって申告を送るということなんですが、それに先立ちまして、インターネットによります個人の識別番号をとる必要性がございまして、その識別番号を個人別にとってまいりますので、その折に使用いたしますプリンターが必要であるというところでのプリンター1台の予算を計上させていただいております。

○議長（安部 重助君） 時間外勤務のわけは。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。総務課の時間外手当100万円の増額補正の内容につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、従来ではなかった部分というところで、1つは、コンビニ収納のシステム導入に係る電算業務、電算事務が増加をしているというところなんです。それから、2つ目といたしまして、台風21号被害に係る庁舎管理、町有保険事務等が増加をしました。3つ目には、ドライブレコーダー、そしてETCを導入するというところで本年度予算をいただいておりますけれども、それらの公用車管理事務の増加というところがございます。そして4つ目に、ホームページをリニューアルしておりますけれども、その情報整理・発信業務に係る業務の増加ということで、従来に加えての部分ということで御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。19ページに県の文化財なり町の文化財の修繕費が上がっておるんですけども、指定されている部分の一覧表、今度付託されますんでその資料、一遍まとめられたものをちょっと見せていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 文化財の指定……。

○議員（5番 藤原 資広君） 一覧表。

○議長（安部 重助君） 一覧表ですか。

松田教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 既に議員さんには、この神河町歴史基本構想をお配りしておりますが、この中に57ページ、58ページ、59ページに載っておりますので、それを御確認ください。歴史文化基本構想です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

田中防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（田中 晋平君） 住民生活課、田中でございます。藤原日順議員の環境衛生費の関係の時間外の水防活動の補足の説明をさせていただきます。

台風18号と21号のそれぞれ水防活動の時間外でございます。18号につきましては延べ130時間、人員にしまして21人分の時間外が18万6,000円、それから21号につきましては、683時間、延べ85人でございます。21号につきましては水防指令1号でございますが、風の影響が強くて待機時間が長くて長時間になったために、活動手当が195万8,000円、合計で214万4,000円となっております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 藤原です。少し言い忘れておりました。台風のたしか被害のときに、どなたか委員会を通じて総務課の方にお伝え願えますかということをおっしゃったんですけども、実はこの役場本庁舎の屋根がめくれているという部分の指摘はさせてもらうんですけども、きょうの今の災害の補償の関係でも児島さん、財政特命参事の説明がなかったんですけども、その点はどうか。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。本庁舎の屋根の記憶は、少し私はないんですが、中央公民館の部分だったというふうに理解をしておるんですが、本庁舎の屋根が上がって、屋根のめくれを確認したというのは記憶にございますが、その部分については当然、町有建物の保険に加入をしておりますので、その保険対応で進めさせていただいておるところでございます。

○議長（安部 重助君） 石堂地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。藤原議員さんのその件につきましては、私が聞きました。そして総務課の担当の職員のほうには連絡して、その分につきましては了解しておりますし、その手続に入っているということも聞いております。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。特にございませんか。

ないようでございますので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、第114号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第20 第115号議案

○議長（安部 重助君） 日程第20、第115号議案、平成29年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第115号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の内容は、歳出の備品購入費において公用車を更新することで当初予算計上しておりましたが、姫路十字会様から寄贈していただいたことから、車両購入費140万円を減額し、同額を予備費に計上するものでございます。これらによります歳入歳出予算の総額は変更ございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので御了承を願います。

日程第21 第116号議案

○議長（安部 重助君） 日程第21、第116号議案、平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第116号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。補正の主な内容は、一般被保険者の療養給付費の増額補正でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,545万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億981万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

なお、詳細につきまして住民生活課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課の高木でございます。それでは、第116

号議案の詳細説明をいたします。

歳入では、3款国庫支出金の療養給付費等負担金のうち、療養給付費3,389万8,000円の増額、同じく療養給付費負担金のうち介護納付金分238万円の減額、同じく財政調整交付金の普通調整交付金886万3,000円の増額、同じく財政調整交付金の特別調整交付金32万4,000円の減額、同じく財政調整交付金の制度関係業務準備事業費補助金164万円の増額、6款県支出金、財政調整交付金の普通調整交付金590万8,000円の増額。9款繰入金の保険税軽減分に対応した保険基盤安定繰入金81万8,000円の減額、同じく保険者支援分に対応した保険基盤安定繰入金19万4,000円の増額、同じく職員給与費等繰入金18万9,000円の増額、同じく財政安定化支援事業繰入金100万4,000円の増額、同じく財政調整基金繰入金2,593万2,000円の増額、第11款諸収入、一般被保険者第三者納付金134万9,000円の増額を計上しております。

歳出では、1款総務費、一般管理費の人件費分で18万9,000円の増額、同じく需用費の印刷製本費49万7,000円の増額、同じくプログラム開発委託料187万9,000円の減額、2款保険給付費の一般被保険者療養給付費7,023万3,000円の増額、同じく一般被保険者高額療養費3,569万9,000円の増額、同じく精神結核医療賦課金15万4,000円の増額、6款介護納付金743万7,000円の減額、8款保健事業費、人間ドック健診補助金8万2,000円の増額、9款基金費、財政調整基金積立金2,208万3,000円の減額を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,545万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億981万5,000円とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。財政調整基金からの繰り入れを2,593万2,000円、一方、財調基金への積立金を2,208万3,000円減らすということでございます。これによって国保の財調基金の残高は、見込みは幾らになりますでしょうか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 藤原日順議員の質問につきまして回答をさせていただきます。

前年度末、28年度末の基金残高が1億467万7,039円、今回繰り入れが、1,000円単位でいきます、2,593万2,000円。そしてそこからまた出しますのが2,208万3,000円となります。ということで、ちょっとお待ちください。済みません、

失礼しました、約1億82万8,000円になります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順議員。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。28年度末の残高は1億400万、1億500万弱。今度基金の繰入金をというか、財調基金からの繰入金をふやした。ということは財調基金は減りますね。で、今度基金へ積み立てする金額を当初から2,208万3,000円減らすんだから、両方ともマイナスに作用するんで、もっと金額は少なくなるはずですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 済みません、失礼しました、間違っておりました。約5,600万になります。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。補正予算書の8ページでございます。一般の療養給付費、また高額療養費、これを合わせますと今回で1億500万円ほどの非常に大幅な増額になっておるんですが、この要因を一応教えてもらいたいのと、あと国保については来年度から制度改正でそれぞれ県のほうに移行されます。この前、その移行に関する説明を受けている中で、一応県に対する納付金は3カ年の平均ということで、県にその額を納付するわけなんですけど、この前の説明では、26、27、28年度の決算見込みからいいますと、現行の税で何とか賄えるんじゃないかなというような説明を受けておりました。ところが、今回の補正によりまして、この1億500万ふえました。そしてこの分につきましては28年度とやっぱり比較しますと、1億2,000万余りふえておるわけなんです。これはあくまで予算ですので、この状況で決算を打ちますと、29年度は例年よりか1億2,000万円ほどの給付費がふえるという格好ですね。ということになりますと、31年度からの県に対する納付金は1億2,000万ほどふえるんじゃないかというように私は予想するんですが、そうなりますと現行の税では賄えなくなってくるんじゃないかと思うんですが、そういう分も含めて、今回のこの補正で1億余りふえている分析というんですか、内容を、どういう原因で、どのように捉えているかということのお尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 今、三谷議員の御質問の回答をさせていただきます。

12月の広報紙でも、国保の現状について御説明を町民の皆様にはさせていただきました。現状の医療費の推移、それから国保税の推移、それから平成30年度からの県下財政一本化、主に言いましたらその3つの点につきまして、広報紙で説明をさせていただきました。その中で、グラフで療養給付費、医療費の推移につきましても説明を申し上げておりましたけれども、今年度、この7月までの期間におきまして、もう本当に重篤な傷病の方が数件いらっしゃいました。ということで、その数件の皆様の合計額の医療

費といたしましては6,000万ほどになるんですけれども、この9月までの療養給付費、そういった方、高額の方を含めました療養給付費をこの9月までで平均をいたしました。そして来年3月まで、残りの分もその平均した数字で算出したものが、今回のこの三谷議員おっしゃっていますこの歳出の分の一般療養給付費7,023万3,000円の増額、それから一般高額療養費3,569万9,000円の増額と、その根拠につきましてはそういった理由によりまして、それを見込みまして算出をいたしました。

そして、来年度以降、30年度以降の一本化の一番心配されるのは、その被保険者がかけていただきます保険税となるわけなんですけれども、保険税につきましては神河町の医療費水準と所得水準によって決定をされます。ですので、今年度だけに関しましては、また基金を取り崩すというようなことが今後医療費の推移によりましてそういった可能性もございますけれども、来年度以降の県下一本化になった後の保険税につきましては、今年度だけの歳入歳出の加減じゃなくて、3年間も見ますけれども、今の現時点での国保連合会からの連絡の内容といたしましては、前回の決算特別委員会のときでもお話ししたんですけれども、あれ以降、国の補助金とかが割とかたい数字が県のほうに届いております。そういうことで、今の現時点、最終的には1月に納付金の額が決定するんですけれども、今の現時点では税金を今のまぐらいでいけるんじゃないかという、そういった内容の納付金の金額の連絡を受けております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。再度確認をいたしたいと思うんですが、今まで我々聞いていた分の中では、3カ年の給付費、それから所得水準も言われましたが、それに応じて県から納付金が決まるという話が出てました。ですので、私は今回の補正の額がそのまま29年度の決算額となりますと、これが31年度以降の県からの割り当てられる納付金に影響してくるんじゃないかと。いうのは、28年度決算から見ると1億2,000万ほどふえていますので、31年度以降の分の納付金に影響してくるので、31年度以降、その納付金を確保するために今の2億5,000万ほどの国保税を上げなければならないのではないかと、そういう心配をしているんですが、先ほどの高木課長の説明を聞きますと、いや、その心配はないですよというような私はニュアンスでとったんですが、そのように理解をしておっていいのかという話ですね。それがたまたま今回は重篤な方がおられたので税が上がってしまったという部分があるんですが、それはもう仕方がないと思うんです。しかし、今後については、給付費が今後の1町では運営しない、県下全体で影響してきますので、給付費が必然的に納付金という形にあらわれてきますので、やっぱりその給付費を抑えるという部分の努力をしていかなあかんと思うんですが、その辺の考えについて1つお尋ねしたいのと、もう一つは、我々が今まで聞いてきた新制度の納付金制度が全く変わってしまったような私はニュアンスにとったんですが、その辺についてはどうでしょうか。その2点です。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 三谷議員おっしゃいますように、給付費の額が過去3年間の平均とかを医療費水準として採用していくんですけれども、それプラスの所得水準とかですので、こともしこのまま推移して医療費が高騰したとしても、直結するものではないです。今幾らかという数字はわかりませんが、それがまともに直結するものではないです。ですので、今のそういったことも踏まえて、28年度も前年度対比で3,000万ほど療養給付費ふえておるんですけれども、そういったことを踏まえても、そんな今の県からの連絡では、そんなに上がらないであろうということで連絡を受けています。

そしてまた、今回の高騰につきましては、ちょっとなかなか個人が特定できてしまいますので、ちょっと具体的な傷病の内容は説明できないんですけれども、特に事故的なこともございます。ということで、ちょっと防げない部分もあるんですけれども、やはり当然生活習慣病に起因します高血圧とか脳血管疾患とか、そういったことも当然保健事業、健康福祉課と連携しながら取り組みまして、そういった予防できるものにつきましては予防して、医療費の削減を図っていきたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。県の納付金については、給付費なり所得水準で計算されますので、私自身も1億2,000万が即影響するとは思ってないんです。今回の補正を見ますと、財調基金から2,500万円繰り入れしている。ということは、実質上、これだけ分、神河町単独で考えたら、これだけ税金が不足しておるわけなんです。ということは、私は今、1億2,000万直結ではないですけど、想定する中で31年度以降については県から納付金が2,500万ほどふやさへんかなという、そのような計算をしていますので、そういう心配の発言をしておるわけなんです。そういう背景がある中で、やはりそういうことが起きるとすれば、今回、その重篤の話じゃなくて、国保税全体の中で給付費を抑えるような話、先ほど生活習慣病というような話も出ていましたので、これらについては努力することによって医療費が抑えられますので、そういう部分の中で医療費全体を抑えるというような特定の病気じゃなくて全体を抑えるという部分の中での努力というんですか、考え方を課長としてどう思っておられますかという、そういう質問でしたので、再度お願いをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 今後、データヘルス計画でありますとか、今も保健事業、特定健診の受診の向上を目指したそういった取り組みもしております。それとあわせて、健康福祉課が主管となりまして保健事業を取り組んでおります。ということで、本当に住民生活課、健康福祉課、スクラムを組んでそういう医療費の削減に向けて今後取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

児島財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。先ほどの藤原日順議員の財政調整基金の残高のところ、高木課長が申しましたちょっと数字に誤りがありますので、少し説明をさせていただきます。

28年度の末が1億467万7,000円ということで、この補正の中で2,593万2,000円を取り崩すということで、これが減ってまいります。そして9ページの基金積立金のところで補正では減額をいたしておりますけども、補正後といたしましては22万9,000円の積み立てがございますので、それらを計算をいたしますと残高は7,897万4,000円でございます。以上、訂正をさせていただきます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほかございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ないようでしたら、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第22 第117号議案

○議長（安部 重助君） 日程第22、第117号議案、平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第117号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、平成29年度保険基盤安定負担金が確定したことによるものであります。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ162万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,048万8,000円とするのです。

以上が提案説明並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第23 第118号議案

○議長（安部 重助君） 日程第23、第118号議案、平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第118号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でございまして、補正予算（第2号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な内容として、歳入におきましては、神崎郡認定審査会共同設置に係るシステム改修費負担金収入の増額、介護保険法改正に伴うシステム改修費国庫補助金の交付決定による増額、その他、一般会計繰入金の減額が主なものであります。

歳出におきましては、資格業務管理費で介護保険指定機関等管理システムに係るウェブシステムの使用料の増額、介護認定審査会費では審査会の回数等の減による委員報酬等の減額、介護保険法改正に伴う介護保険認定審査会システム改修委託料の増額、その他嘱託職員の賃金改定に伴う賃金等の増額が主なものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,078万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点お尋ねをしたいと思います。補正4ページでございます。国庫支出金の中で法改正のシステムの改修の補助金98万円の増額なんです、この分につきましては、当初33万円の補助金やったと思うんですね。それが今回98万、3倍近く補正でふえているというのが通常の現象と少し違うなというような気がしますのと、あとはこの委託料そのものは増額になっていないので、なぜこのような現象になっているのかという、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 大中健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。まず、1点目の国庫支出金の法改正対応システム改修費補助金でございますが、これは国からの内示決定がありまして、人口規模10万人未満、1万人以上の基準額については、補助基準額が98万という通知がございまして、98万円に改正したところでございます。

それともう一つ、2点目の質問をちょっと私……。

○議長（安部 重助君） 質問の意味はわかっておりますか。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 歳入がふえているのに歳出がふえていないというところですね。

○議長（安部 重助君） 三谷議員、もう一回質問をお願いします。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1つは、当初予算では同じ補助金が33万円あったと思うんですね。これがひょっとしたら私の勘違いでしたら訂正をお願いしたいのですが、その分がある中で、今回98万円の増額になっているという部分については、通常でしたら補正では若干調整でふえるという分で、当初予算の3倍もの増額の補助がつくというのは通常と違うのでなぜかなという、そういう質問です。

例えば、言いましたように、この改修の委託料が当初予算からずっと委託料そのものがふえておれば理解もできるのですが、委託料は971万円でしたか、そのままふえていないんですけど、補助金だけがふえているという部分での現象が出ていますので、その理由をお聞きしています。

先ほど人口1万人か何か未満のとは98万円という内示が来たということなれば、今回の補正は98万円と33万円の差額を補正すべきじゃないかと思うんですが、先ほどの説明ともちょっとつじつまが合わんようになってくるんですが、その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 大中健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。その部分についてのQアンドAが国から示されております。質問としましては、システム改修業者から内示額を下回る見積もりが提示されたが、内示の額の上限まで必ず申請をしなければならないかという問いに対し、答えとしては、あくまでも市町村等が当該事業を実施するために必要な経費について確保できた予算範囲において、人口規模等に応じて配分する事業の枠であり、必ずしも上限額まで申請することは要しませんということで、要は歳出をそこまで上げる必要はないということで、その分は町のもうけといいますか、町の収入となるということと解釈しております。以上です。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時31分休憩

午後4時44分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

小寺議員のほうから申し出がありまして、隣保の葬式のために5時過ぎぐらいに退席されますので、御了承を願います。

それでは、先ほどの三谷議員の質問に対しての答弁をお願いいたします。

大中健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中です。御迷惑をおかけしております。まず、歳入の当初予算の33万については、28年度、もしくは29年度といずれかで

上げたらいいというところで、29年度の当初予算で計上させていただきました。そして、今回補正させていただきます98万円については、先ほど申しあげましたとおり、各自治体の人口ごとに基準額が決められており、98万円で間違いございません。そして御質問にありました、その歳出はどこに反映するのかというところでございますが、歳出については、特に当初予算から変えるところがなく、そのままいけるというところでございます、この補正予算書のほうでは出てきておりません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員、よろしいですか。

三谷議員、ちょっとこれは再質問いうことでなしに、回数に読みませんので。

○議員（9番 三谷 克巳君） わかりました。先ほど課長の説明ですが、理解としましては33万円は28年度、29年度で33万円の補助金を出しますという考え方で、神河町については29年度で当初計上したと。そして純粋に29年度の分として98万円ありますよと。これらの補助金については、特にこの事業のこの部分を対象にするというのじゃなくして、一定の定額的に98万円が29年度で交付されるという形の中で今回その通知が来たので、98万円の内示が来たのでここに予算計上したと、そのように理解しておったらいいですか。以上です。

○議長（安部 重助君） 大中健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中でございます。そのとおりでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。介護認定審査会で、この委員の報酬と費用弁償が減った、これは回数が減ったという提案説明でしたんですが、その要因として教えてください、その要因ですね、なぜ減ったか。

○議長（安部 重助君） 大中健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 済みません、委員としては、委員長がドクターで1名、そして委員が3名、計4名で構成するわけなんですけども、その分で委員長が2回欠席というか、出席しなかった。それと延べ約10名、単価は1万2,500円なんですけども、延べ10名分で端数もありまして、この報償費の18万7,000円が減額となっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 山下議員。

○議員（3番 山下 皓司君） 3番、山下です。提案説明では、私、聞きそびれておったらお許しいただきたいんですけど、回数が減ったというように聞いたもんですから、今、課長の説明ですと、出席委員数が減ったんで結果的に減額というように理解したらよろしいんですか。というのは、なぜそんなこと言うたかといいますと、やはりいわゆるニーズ、こういったことの審査会に、いわゆる介護認定を受けたいという人が、私は認定者数が横ばいでいっておるけど、対象者は減ってへんと思うんですね、やっぱり高齢化と

ともにね。そういった中でこれはやっぱり横ばいでいってもらわんと困るという思いがあったもんですから、確認のために聞きましたんでね。ですから、審査内容というか、審査回数については一緒ですよと、そういうことですか。

○議長（安部 重助君） 大中健康福祉課長。

○健康福祉課長（大中 昌幸君） 健康福祉課、大中です。回数も1回ぐらいは減っていると思います。それとあと欠席の委員さんと両方になります。それで、認定審査会は1週間に3遍実施しております、その大体50週ぐらいということで、150回ぐらいの延べ回数を実施しておるわけです。その中で3町から電算システムによっていろいろとデータが送られてきて、審査会を開く、開かないとかいう形で資料をつくるわけなんですけども、今回は開かなくていいというような事態が1回あったようで、それによって回数の減、報償費なり費用弁償の減が生じた次第です。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は、最終日に行いますので御了承を願います。

日程第24 第119号議案

○議長（安部 重助君） 日程第24、第119号議案、平成29年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第119号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、しんこうタウン分譲地の売り払い件数の増加に伴うもので、歳入では、当初3区画の売り払いを見込んでおりましたが、7区画分の売り払いに増額補正を計上しております。

歳出では、分譲地購入者紹介報奨金を増額し、相当分を予備費から充用、売り払い収入額を一般会計へ繰り出すこととしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,244万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,942万8,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

小林和男議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。当初3区画の予定が7区画販売できたということで、これは好ましいことなんですけども、その7区画の入居者は神河町の人ばかりなのか、また近隣の他の市町からも入居があったのか、その内容を教えてほしいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。7区画というのは、これからの見込み分も含めてということでございまして、現在、契約が済んでおりますのが5区画でございます。うち町内が4区画、町外が1区画といったような現在の状況でございます。これまでの分をトータルしますと、27区画中、20区画が販売契約済みということになるんですが、町内が10区画、町外が10区画、ちょうど半分半分といったような状況でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） ほかないようでございますので、質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

日程第25 第120号議案

○議長（安部 重助君） 日程第25、第120号議案、平成29年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第120号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、嘱託職員として新規に看護師を採用したため、賃金で198万7,000円を、共済費で31万6,000円を増額しております。これらの財源として、予備費から230万3,000円を充用いたしております。

また、需用費の修繕費において訪問用公用車の交通事故により修理が必要となったことから、37万5,000円を増額し、同額を歳入の雑入において町有自動車損害保険受入金で増額いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,726万8,000円とするもので

ございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

ここでお諮りいたします。若干の時間延長をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 異議なしと認めます。よって、時間延長を行います。

日程第26 第121号議案

○議長（安部 重助君） 日程第26、第121号議案、平成29年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第121号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成29年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容としましては、収入において、一般会計からの繰入金、他会計の負担金ですが、それにつきまして当初の第3条予算で2億6,000万円、第4条予算で1億円、合計3億6,000万円計上していましたが、上半期及び今後の収支状況を考慮し、今回、第3条に1億4,000万円を増額いたしており、支出においてその増額分を予備費に計上いたしております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。1点だけ教えていただきたいと思っております。病院の今現在の一時借入金の額がわかっていたら、教えてほしいんです。

○議長（安部 重助君） 藤原病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（藤原 広行君） 病院総務課、藤原でございます。4月当初から2億円一借を行っているところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

ほか質疑がないようでございます。質疑を終結します。

なお、本議案に対する討論、採決は最終日に行いますので、御了承を願います。

ここで第114号議案の一般会計補正予算について、藤原裕和議員の質問に対して答弁が若干違っていたという形の中で、修正をさせていただきたいとの申し出がございましたので、ここで許可いたします。

日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほどの議長からありました114号議案、一般会計の補正につきまして、藤原裕和議員から御意見をいただきました台風21号被害について、神河町役場の屋根の一部損傷ということでいただいた御意見につきまして、私が中央公民館の屋根か役場の屋根かわからないような答弁をしたというふうに思っております。再度台帳で確認をさせていただきましたところ、屋根の一部損壊ということで受け付けております。大変申しわけございませんでした。以上です。

○議長（安部 重助君） 裕和議員、御了承願います。

日程第27 神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件

○議長（安部 重助君） 日程第27、神河町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙の件を議題といたします。

神河町選挙管理委員会委員長から、選挙管理委員会委員及び同補充員が平成29年12月8日に任期満了となる旨、通知がありました。よって、地方自治法第182条第1項並びに第2項の規定により、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。この選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

ここで再度お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。

それでは先に選挙管理委員会委員として、次の4名の方を指名いたします。詳細につきましては、お手元に配付のとおりであります。

入江洋二郎氏、竹國洋子氏、田中洋一氏、岸田眞砂美氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました入江洋二郎氏、竹國洋子氏、田中洋一氏、岸田眞砂美氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員として、次の4名の方を指名いたします。第1順位、辻井光明氏、第2順位、難波千咲子氏、第3順位、山内敦子氏、第4順位、山名實良氏、以上の4名を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1順位、辻井光明氏、第2順位、難波千咲子氏、第3順位、山内敦子氏、第4順位、山名實良氏、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで長年の御苦勞に敬意を表し、細岡重義副町長より退任の挨拶をいただきたいと思ひます。

細岡副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。このたび任期満了によりまして12月10日付で退任いたしました。昭和44年、旧神崎町に奉職以来48年余り勤務させていただきました。そのうち平成5年から17年間、5つの課の管理職、そして平成21年から山名町長のもと、補佐役として8年間、副町長を務めさせていただきました。その間、皆様には多大な御指導、御支援をいただき、本当にありがとうございます。

今後におきましては、一町民として神河町を支援してまいりたいと思っております。神河町が今後ますます発展しますことを、また皆様方の御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが退任の挨拶とさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（安部 重助君） 細岡副町長におかれましては、8年間、山名町長を支え頑張ってくださいました。その御苦勞に対し敬意を表します。

今後は体に十分御留意され、立場は違いますが、神河町の発展のために御協力をよろしく願ひいたします。本当に御苦勞さまでした。

○議長（安部 重助君） お諮りします。委員会に付託した議案審査のため、あすから12月19日まで休会いたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、あすから12月19日まで休会と決定しました。

次の本会議は、12月20日午前9時再開いたします。
本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでした。

午後5時06分散会
